

平成28年9月 井手町

9月定例会会議録

井手町議会

平成28年9月井手町議会定例会会議録目次

第 1 号（9月23日）

応招・不応招議員	1
出席・欠席議員	1
出席事務局職員	1
出席説明員	1
議事日程	3
開会	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	7
一般質問	8
谷田利一議員	8
1 有料広告について	
2 小学校グラウンド整備について	
西島寛道議員	15
1 耕作放棄地対策について	
2 消防団の拡充について	
岡田久雄議員	18
1 上玉川橋の架け替えについて	
2 0歳児へのB型肝炎ワクチンの予防接種について	
岩田 剛議員	22
1 多賀白坂地区の工業団地（白坂テクノパーク）の開発状況について	
2 多賀西松ヶ花地区への進出企業について	
3 多賀西北ノ代地区への進出企業について	
4 地元雇用に対する行政の支援体制と住宅建設適地の開発について	
中坊 陽議員	28
1 災害応援協定の取り組みについて	
2 小・中学校での土曜活用について	

木村武壽議員	3 1
1 防犯カメラの設置について	
2 啓発用広告塔について	
村田忠文議員	3 3
1 整備新幹線敦賀・大阪間ルートについて	
2 多賀阪ノ下・北ノ代地域の土地利用について	
谷田 操議員	3 7
1 J R山城多賀駅の改善について	
2 保育所の送迎の安全対策について	
3 防災対策について	
議案第 4 5 号 井手町自治功労者の推薦につき同意を求める件	5 0
議案第 4 1 号 井手町営土地改良事業（平成 2 8 年災害復旧事業） の実施について	5 1
議案第 4 2 号 平成 2 8 年度井手町一般会計補正予算（第 3 回）	5 2
議案第 4 3 号 平成 2 8 年度井手町国民健康保険特別会計補正予算 （第 2 回）	5 5
議案第 4 4 号 平成 2 8 年度井手町介護保険特別会計補正予算（第 1 回）	5 6
議案第 4 9 号 和解及び損害賠償の額を定めることについて	5 7
散会	5 8
署名議員	5 9

第 2 号（9 月 3 0 日）

応招・不応招議員	6 1
出席・欠席議員	6 1
出席事務局職員	6 1
出席説明員	6 1
議事日程	6 3
開会	6 4
会議録署名議員の指名	6 4
平成 2 7 年度井手町各会計歳入歳出決算及び各基金運用状況審査意 見書並びに財政健全化審査意見書等について	6 4

議案第 4 6 号	平成 2 7 年度井手町一般会計、特別会計「国民健康 保険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保 険、公共下水道」歳入歳出決算認定の件……………	6 6
議案第 4 7 号	平成 2 7 年度井手町水道事業会計決算認定の件……………	6 6
議案第 4 8 号	平成 2 7 年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決 算認定の件……………	6 6
平成 2 8 年度城南土地開発公社（第 1 回）補正事業計画に関する報 告書並びに平成 2 7 年度城南土地開発公社決算に関する報告書につ いて……………		6 8
発議第 2 号	次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の 見直しに関する意見書……………	6 8
発議第 3 号	北陸新幹線京都府南部ルートに関する意見書……………	7 1
議員派遣の件……………		7 4
閉会中の継続調査の申し出について……………		7 4
閉会……………		7 5
署名議員……………		7 6

第 1 号（平成 2 8 年 9 月 2 3 日）

会 議 録

定 例 会

（開会）

平成28年9月井手町議会（定例会）会議録（第1号）

招集年月日

平成28年9月23日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 平成28年9月23日午前9時57分 議長 丸山久志

閉会 平成28年9月23日午後2時53分 議長 丸山久志

応招議員

1番	谷田	利一	2番	西島	寛道
3番	岡田	久雄	4番	岩田	剛
5番	古川	昭義	6番	村田	忠文
7番	丸山	久志	8番	中坊	陽
9番	谷田	操	10番	木村	武壽

不応招議員

なし

出席議員

1番	谷田	利一	2番	西島	寛道
3番	岡田	久雄	4番	岩田	剛
5番	古川	昭義	6番	村田	忠文
7番	丸山	久志	8番	中坊	陽
9番	谷田	操	10番	木村	武壽

欠席議員

なし

会議録署名議員の氏名

3番	岡田	久雄	6番	村田	忠文
----	----	----	----	----	----

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	奥山	英高	議会書記	中谷	誠
議会書記	西島	豊広			

地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	汐見	明男	副町長	中谷	浩三
----	----	----	-----	----	----

教 育 長	松田 定	理事兼総務課長事務取扱	脇本 和弘
理事兼地域創生推進室長事務取扱	後藤 崇文	理事兼保健医療課長事務取扱	小川 淳一
理事兼建設課長事務取扱	中村 秀一	理事兼上下水道課長事務取扱	松山 正伸
教育次長・山吹ふれあいセンター所長兼 学校教育課長、自然休養村管理センター館長兼務	中島 一也	企 画 財 政 課 長	花木 秀章
税 務 課 長	乾 浩朗	会計管理者・会計課長兼務	光田 恵理
住 民 福 祉 課 長	中坊 玲子	高 齢 福 祉 課 長	寺井 佳孝
保健センター所長・ 地域包括支援センター所長兼務	小笠原温美	建 設 課 参 事	古川 篤
産 業 環 境 課 長	菱本 嘉昭	上 下 水 道 課 参 事	森田 肇
同和・人権政策課長	野田 昌司	いづみ人権交流センター所長・ いづみ児童館長兼務	木村 坂次
社会教育課長・ 図書館長兼務	高江 裕之	学校給食センター所長	藤崎 裕司

議事日程

別紙のとおり

会議に付した事件

別紙のとおり

会議の経過

別紙のとおり

平成28年9月井手町議会定例会

議 事 日 程〔第1号〕

平成28年9月23日（金）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 一般質問
- 第5 議案第45号 井手町自治功労者の推薦につき同意を求める件
- 第6 議案第41号 井手町営土地改良事業（平成28年災害復旧事業）の実施
について
- 第7 議案第42号 平成28年度井手町一般会計補正予算（第3回）
- 第8 議案第43号 平成28年度井手町国民健康保険特別会計補正予算（第2
回）
- 第9 議案第44号 平成28年度井手町介護保険特別会計補正予算（第1回）
- 第10 議案第49号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

議事の経過

議長（丸山久志） 皆さん、おはようございます。早朝よりのご参集、ご苦
労さまでございます。

平成28年9月定例会を開会するに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員並びに理事者各位には、公私ご多用のところご出席を賜り、厚くお礼
を申し上げます。

さて、本日、汐見町長より9月定例町議会を招集されました。各議案につ
きましては慎重にご審議をいただきますとともに、理事者各位につきまして
は適正かつ明確な答弁をいただきまして、住民の信頼と負託に応えられます
よう期待します。

秋を迎え、朝夕はめっきり涼しく過ごしやすくなりましたが、議員並びに
理事者各位におかれましては、体調管理に十分注意をいただきますとともに、
円滑な議会運営が行われますようお願い申し上げまして、開会の挨拶といた
します。

ただいまの出席議員数は10名であります。定足数に達しておりますので、
平成28年9月井手町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番、岡田久雄
議員、6番、村田忠文議員を指名いたします。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の順序の議席の方をお願いい
たします。

日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から10月3日までの11日間にし
たいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（丸山久志） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から10
月3日までの11日間に決定いたしました。

今期定例会に提出されております案件は、井手町営土地改良事業の実施に
ついて1件、平成28年度補正予算3件、同意案件1件、決算認定の件3件、
和解及び損害賠償の額を定めることについて1件、並びに一般質問は8名で

あります。

なお、本日の会議は、皆様のお手元に配付しております議事日程のとおりであります。

それでは、審議を行います前に、今期定例会に町長より挨拶をいたしたい旨申し出がありますので、これを許します。

汐見町長。

町長（汐見明男） おはようございます。

本日、ここに9月定例町議会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中ご参集いただきまして、まことにありがとうございます。平素は町政進展のため絶大なるご協力を賜り、住民とともに深く感謝しているところでありまして、この機会に厚くお礼を申し上げます。

さて、平成28年度も、はや6カ月になろうとしております。既に、普通交付税や臨時財政対策債を合わせた実質交付税の配分額も7月26日に決定し、町税につきましても、年間収入見込み額がほぼ把握できる状況にありますので、現時点における平成28年度の財政見通しにつきまして、ご報告をさせていただきます。

まず、実質交付税の配分額であります。普通交付税は約12億8,300万円、前年度に比べ約6,800万円、率にして5%の減、臨時財政対策債は約1億2,300万円、前年度に比べ約4,300万円、率にして25.9%の減、計、約14億600万円、前年度に比べ約1億1,100万円、率にして7.3%の大幅な減となっております。

そのうち、普通交付税が大きく減収となった主な要因でありますけれども、平成27年国勢調査で本町の人口が531名、率にして6.3%の減少となったことによるものであります。

また、町税の年間収入見込み額であります。個人町民税の減収などによりまして、町税全体で約8億4,000万円程度、前年度の決算額と比べまして約5,400万円、率にして約6%程度の減収となる見込みであります。

それでは、今次定例会に提出いたしました議案第41号、井手町営土地改良事業の実施についてほか、8件の案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第41号は、土地改良法に基づき、議会の議決を得ようとするもので

あります。

議案第42号は、平成28年度一般会計の補正でありまして、補正総額は3,347万8,000円の増で、補正後の一般会計予算は43億6,736万4,000円であります。

歳出につきまして、その主なものをご説明申し上げます。

まず総務関係では、まちづくり協議会が開催される事業の補助に100万円、社会福祉に役立ててもらいたいとのことでご寄附をいただきましたので、その趣旨に沿いまして社会福祉基金に35万1,000円それぞれ計上いたしております。

次に民生関係では、事業の精算等による返還金に89万7,000円計上いたしております。

次に商工関係では、今年度「多賀の『森の茶園』」が日本遺産に追加認定されたことから、案内板等の整備に290万円、本町の観光資源の一つであります地蔵院のしだれ桜を守る活動の補助に24万2,000円それぞれ計上いたしております。

次に土木関係では、町道44号線ほか道路改良に220万円、椿坂公園拡張事業に1,500万円それぞれ計上いたしております。

次に消防関係では、消防団員への退職報償金に721万6,000円計上いたしております。

次に教育関係では、宇治田原町と共同で開設した通級指導教室の精算に76万6,000円、IDEゆうゆうスポーツクラブが開催される事業の補助に26万円それぞれ計上いたしております。

次に災害復旧関係では、6月23日の豪雨で発生した南溝農地災害の復旧事業に147万6,000円計上いたしております。

以上が歳出予算の概要でありまして、その財源といたしましては、分担金14万7,000円、国庫支出金198万4,000円、寄附金35万1,000円、繰入金743万円、諸収入886万6,000円、町債1,470万円計上いたしております。

議案第43号及び議案第44号の2件は、いずれも平成28年度特別会計の補正でありまして、それぞれ所要額を計上いたしております。

議案第45号は、井手町自治功労者の推薦についてでありまして、表彰条例第3条の規定に基づき提出するものであります。

議案第46号から議案第48号までの3件は、いずれも平成27年度の一般会計、特別会計及び水道事業会計並びに多賀財産区特別会計の決算について、議会の承認を得ようとするものであります。

平成27年度決算につきましては、全ての会計の実質収支額等は黒字となっております。特に一般会計では、6月定例議会の挨拶の中でも申し上げておりますので、具体的な内容は省略いたしますが、教育や福祉、暮らしの周辺整備、環境や防災対策、商工業の振興やまちづくりなど、これまで同様にさまざまな事業に取り組むことができました。また、財政面におきましても3億6,000万円余りの黒字で、しかも、減債基金で2億円の取り崩しはしておりますが、数年先を見据えて庁舎等整備基金に5億円、都市開発基金に2億円それぞれ積み立てることができましたし、財政の健全化や財政構造の弾力性を判断する実質公債費比率はマイナス1.2%、経常収支比率は80.7%と、いずれも府内26市町村の中で最もよい数値となっております。

このように充実した決算を打つことができたのも、国や京都府の力強いご支援と議会や住民の温かいご協力のおかげであると心から感謝しているところでありまして、改めてお礼を申し上げる次第であります。

しかし、その一方で、国保会計は一般会計からの法定外繰り入れにより黒字となっているものでありまして、今後も慎重に推移を見きわめていく必要があると考えております。

議案第49号は、和解及び損害賠償の額を定める件であります。

以上が本日提出いたしました議案等の内容であります。詳細につきましては、各担当よりそれぞれ補足説明いたさせますので、何とぞ慎重ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして、私の挨拶並びに提案説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（丸山久志） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

閉会中の議会活動について報告いたします。7月22日、京都府町村議会議員研修会が行われました。

また、監査委員から6月分、7月分、8月分の例月出納検査結果報告の受理、また上下水道課より上水道水質検査結果書、教育委員会より全員協議会で配付いたしております平成27年度教育に関する事務の点検及び評価報告書の提出がありましたので、写しをお手元に配付しておりますので、ごらんおき願います。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4、一般質問を行います。

一般質問通告書を提出された方は8名であります。発言の順番は受付順にいたします。

この際、申し上げます。質問についての発言時間はそれぞれ20分以内とします。

順次質問を許します。

谷田利一議員の質問を許します。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 谷田利一議員。

1番(谷田利一) 1番、谷田利一でございます。通告書に基づきまして、大きく2点について質問させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

大きく1点目の質問は、有料広告についてでございます。

最近、全国的にも近隣市町でも、新たな財源を確保し住民サービスの向上を図ることを目的に、有料広告事業が展開されています。有料広告事業では、各市町ホームページなどを広告媒体として提供し、住民の皆さんの大切な資産を活用することで得られた広告料収入は、財源として有効に役立てられています。

その有料広告の各市町の主な取り組みは、1点目、ホームページ広告。これは、さきの議会でも質問しましたが、各市町が運営するホームページのトップページにバナー広告の掲載の取り組みでございます。

2点目は、公用車の車両広告。町の公用車に企業広告の掲載の取り組み。さらに進んだ市町では、公用車にパトロール仕様の取り組みをされて、防犯啓発をされているところがあります。

三つ目、広報誌の広告。行政が発行する広報誌「広報いで」に広告の掲載の取り組みでございます。

四つ目、窓口用封筒。住民福祉課などで配布しています窓口用封筒に企業広告の掲載の取り組みでございます。

以上のようなものがあります。

新たな財源確保を図ることから、以上のような取り組みについて、可能なものから取り組みを検討されてはいかがかと思いますが、本町の考えをお伺

いたします。

大きく2点目です。小学校グラウンド整備について、お伺いいたします。

本町の教育環境整備については、近隣市町に比べ格段の充実が図られ、PTAをはじめ学校現場も子供たちからも大変感謝していると聞いております。そこで、町内2小学校のグラウンドについてお伺いいたします。

まず井手小学校のグラウンドですが、グラウンド北側の側溝の排水が悪く、北西の昇降口付近や学童教室入り口周辺には雨天時に大きな水たまりができ、子供たちや保護者から、通行できず履物が濡れて困るという事態が何年も前から発生しています。この状態の対策として、最近、排水溝西端の改修をされたようですが、集中的な雨のときには何ら改修後の効果も見られません。本格的な改修が必要と思われまます。

また、排水だけの問題ではなく、グラウンド全面は雨が降ると砂が洗われ、グラウンドとしての状態ではなくなります。また、全面に石ころなら拾い集めることもできますが、大きな石の塊が地面に突き出していて、とてもグラウンドとは言いがたい状態で、転んだときに大事故につながらないとも言えません。

また、運動会時期に鉄くいを打とうとしても、10センチすら打ち込めず、鉄くいが曲がってしまうほどのかたい状態のグラウンドです。これではグラウンドの水はけが悪いのも当然であり、コンクリートの上に砂をまいたような状態のグラウンドであると思います。こんなグラウンドで子供たちはのびのびと安心して活動できるのでしょうか。

現在では、PTAの多くの皆さんや児童たちからも改善の要望も数多くお聞きしています。排水溝の詰まりで、最近になり、やっと調査していただいていると現場からは聞いていますが、2小学校のグラウンドの改修について、教育長に次のことをお伺いいたします。

1点、グラウンド全面の石の突起状態、降雨時の排水溝のつまりの現場、鉄くいも打てないかたいグラウンドの状態、降雨時の井手小の昇降口と学童教室の入り口の水たまり、また多賀小学校の玄関前のぬかるみや水たまりの現場状態を確認されておるのでしょうか。

2点目、2小学校のグラウンド整備について、今までにどのように整備の検討をされて、どのような対策をとられてきたのでしょうか。

3点目、あらゆる面で今後のことを思うと、グラウンドの雨水の貯留を、

地下に大きな貯留施設の建設を行う調整池としての機能を持たせているところも多くなってきていますが、このようにグラウンド地下に貯留池をつくる方法もありますが、そのような考えはないのでしょうか。

4点目、今後どのような対策や改修計画を考えておられるのか、詳細に具体的な考えをお伺いいたします。

以上、お願いします。

議長（丸山久志） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 花木企画財政課長。

企画財政課長（花木秀章） 谷田利一議員のご質問にお答えいたします。

1点目の有料広告についてであります。ホームページの広告につきましては、平成28年3月議会でもご答弁申し上げましたとおり、町の資産を広告媒体として活用することは、自主財源の確保や地域経済の活性化のために有用な手段であると考えております。

しかし、本町で広告欄を開設した場合に掲載の希望があるかどうかを、商工会を通じて確認いたしましたところ、「月々の使用料がかかる広告は、募集しても1件もないと思われる」との意見でしたので、募集はいたしておりません。

公用車への車両広告、広報紙への広告、封筒等への広告につきましても、同様に有料の場合でしたら、町内からの掲載希望はないと思われれます。

本町では、二、三十年前ごろから、毎年一つ二つと廃業される小売業者があらわれ始め、シャッターの閉まった店舗も多くなってまいりました。このままいけば、買い物などの日々の住民生活への影響や、若者の転出にもつながるのではと大変心配し、本町が商工会に対し補助を行うことで、府内でいち早くプレミアム付き商品券の販売をしていただきました。

プレミアム付き商品券を販売してからは小売業者が減っていないということで、効果があったものと思っておりますし、このプレミアム付き商品券への発行補助は、商工業者への支援はもちろんのこと、消費者である住民生活の支援にもつながっていることから、もう少し継続していければと考えております。

有料広告の取り組みは、先ほども申しましたとおり、町内の商工業者からの利用はないという意向であり、また、町外の企業等の広告を町ホームペー

ジや広報紙などに載せることにつきましては、町内の商工業者を支援するという考え方に相反し、ひいては住民生活にも影響を及ぼすことから、現時点では有料広告の取り組みは考えておりません。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 中島教育次長。

教育次長(中島一也) 2点目の小学校グラウンド整備についてであります。まず、小学校のグラウンドは、児童が生涯にわたって運動やスポーツに親しむ資質や能力の基礎を育てるとともに、体力、運動能力の向上を図るための重要な学校施設であります。

学校施設の維持管理や整備は、学校と教育委員会が緊密に連携して取り組んでいるところでありますので、井手小学校、多賀小学校のグラウンドの状況は教育委員会も機会あるごとに確認をしております。

現在のところ、両校とも授業や学校行事に支障が出ているとは聞いておりませんし、グラウンドの石が原因で児童が負傷し、医療機関で治療した事例もないとのことであります。

しかしながら、井手小学校では、激しく雨が降りますと、グラウンド西北部を中心に水がたまり、雨が降りやめば、1時間程度で水が引く状態であります。

また、多賀小学校の玄関前につきましては、校舎と樹木の日陰になっている時間が長く、土が乾きにくい状態ですが、コンクリート舗装部分を通して玄関に入ることが可能であり、教育活動においても特段の支障は出ておりません。

次に、両小学校のグラウンド整備につきましては、以前から排水溝の清掃作業や、水たまりができやすいところへ砂をまいたり土を入れたりなどの整備をしてまいりました。その際には、PTA等のご協力も得てきているところであります。

また、平成24年度には、井手小学校グラウンドの排水能力を高めるため、排水口を広げたことにより、多少の改善が図れましたし、中庭の通路を整備し、グラウンドが冠水したときに迂回して登下校できるようにしたところがあります。幸い、今年度は、8月末の時点で中庭へ迂回した事例はないとのことであります。

次に、グラウンド地下の貯留池につきましては、ためた雨水を利用する目

的がある場合など、必要に応じて設置するもので、現在のところ、そのような考えはありません。

次に、今後の対策や計画につきましては、井手小学校のグラウンド排水の問題は、本町としてもこれまでから種々の対応をしてまいりましたが、さらなる改善の必要性や手法等を判断するためにも、今年度、降雨時の状況を調査しているところであります。その調査結果等を踏まえ、今後考えてまいりたいと思っております。

議長（丸山久志） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 谷田利一議員。

1 番（谷田利一） 1 点目の有料広告ですけども、今、答弁いただきましたように、お聞きしますと、商工会のほうと取り組んで、取り組みに力を入れていただいたということは十分にお聞きしております。今後、機会あれば、またホームページの方の取り組みも検討していただけたらと思いますので、よろしくをお願いします。

2 点目の井手小のグラウンドについてですが、ただいま答弁いただきましたが、夏休みの初めに正面玄関スロープの下に砂を入れられたのは、私も確認いたしました。ところが、あれは、土に素人の私がどう見ても砂に見えません。間違っておりますか。

当然、教育長が指示されたものと思いますが、グラウンドの砂場なら砂の補給もわかりますが、グラウンドには真砂土を入れるのが本当ではないのでしょうか。砂は入れてもらったけど、大きな石ころがごろごろ出ており、まさにグラウンド状態ではありませんでした。8 月 28 日の学校美化作業では、石拾いに苦労したとも聞いています。

また、8 月 29 日、2 学期始業式の日には雨が降りました。そんなに降っていないけども、警報は発令されていましたが、下校時には昇降口や学童入り口には大きな水たまり状態でした。当然、私も確認に行きましたが、今、次長がお答えになったように、1 時間ほどで水が引くということでしたが、夕方私が見に行ったときには、全然まだ水が引いた状態ではなかった状態です。相当時間はたっていました。子供たちは当然、履物はずぶ濡れの状態で帰宅しています。保護者の方は、子供たちのこの状況を見て、どう感じておられるのでしょうか。ご理解いただけますか。

私も当日現場を確認しましたが、大人の私でも飛び越えることができないほどの状態でした。現場の状態も写真保存しております。現場では、「何年も前から言っているのに、困ったもんですね」という嘆きの声をお聞きしました。そんな中、翌日の運動会の練習は、グラウンドが異常な水浸しの状態で使用できずに、仕方なく急遽屋内に切りかえたとも聞いています。本当に困っていることを確認されているのでしょうか。絶対に、この現状の状態では許されないことです。

そこで、1点目に教育長にお伺いします。

玄関前のスロープに真砂土というのは指定されたのでしょうか。なぜ砂を補給されたのでしょうか。

また、22年9月議会の一般質問で教育長は、今後、グラウンドの状況を十分調査し、どのような対応ができるか検討して、順次、計画的に整備していきたいと答弁をされています。先ほど申し上げたとおり、町長は教育環境整備に大変努力され、近隣市町よりも充実しているとPTAや子供たちからも大変喜ばれています。しかし、グラウンドの件が、6年前の答弁より、本年度になって、どれぐらいの雨でどれぐらいの水たまりができるかを調査してもらっていると学校現場からは聞いています。水たまりの調査をするだけに6年もかかるのでしょうか。せっかく町長が教育環境整備に努力されてきたことが、6年過ぎてこの状態では、今までのご苦労が無にならなければいけないと心配しております。

そこで、2点目についてお伺いします。

応急的に西側の排水溝は改修されたと聞いていますが、さきに申し上げたとおり、2学期始業式の日には水たまりは解消されていませんでした。学校に聞きますと、水たまりにコンパネを渡して児童を帰したということを知っています。そんなことがあり得るんですか。

6年たった今、水たまりの調査ではなく、今日までに専門家による地質調査や地盤調査などが必要だと思いますが、調査費の予算計上などはされてきたのでしょうか。抜本的な改修が必要だと思いますが、6年間の順次計画的にというのは、きょう今日、現状、進捗がないように思いますが、これが教育長の教育環境整備の方針なのでしょうか。教育長にお伺いします。

3点目に、先ほどもお伺いしましたが、私としては、部分的な応急改修を行うのではなく、全面改修が必要だと思います。PTAや児童たちからも、一

日も早く全面改修をしてほしいという多くの意見を聞いています。

そこで、再度お聞きします。今後のグラウンドの抜本的改修をどのように考えておられるのか。時期、内容について、詳細な明確な回答を教育長にお伺いします。

(挙手する者あり)

議長（丸山久志） 松田教育長。

教育長（松田 定） 先ほどもお答えいたしましたように、その後も、より改善を図るべく、実態を把握しながら、可能な改善策をとってきたところでございますが、先日の警報時にも、グラウンドの状況を教育委員会として把握に参りました。降雨量としては一番激しかったころになりますが、15時ごろに把握に行きましたら、西北部を中心に水たまりができておりました、その状態で排水状況を見ましたところ、JR側排水溝の排水がかなり進んではおるんですが、その排水溝自体の水位とグラウンドのたまった水の水位の関係で、なかなか降雨状況の中では排水がスムーズでなかったということを確認しております。なお、その後、大体16時ごろに少雨になったかと思えますが、さらに17時50分ごろに確認に行きましたら、昇降口の下まで水は完全に引いておりました。連絡をとりましたので、当日、運動会の振替休日でありましたが、学校の管理職の方も、後ほどの報告を読みましたら、17時現在の確認でも昇降口は水が引いておったと、こういうことでございます。

なお、昇降口に水がたまっている状況で、どういう対応をといることをこの間、学校の方にも確認しておるんですが、大体幅は50センチから1メートルほどであると。その場合、どうしてもそこを通りたい場合は、コンパネのようなものを敷くこともあると。24年度にお答えしましたように、昇降口を改修いたしましたので、その後、中庭の方には、地道ではなくコンクリート舗装をしております。そこを歩いて子供たちは登下校が可能なような状況でございます。

なお、降雨時におけるそのような状況はあるわけではございますが、さらに詳細な専門的な検討も加えながら、現状の中でどのような、より根本的な対応策がとれるのか、とることが可能なのか。さらに、それが現状の状況から見て、教育活動の支障の程度等も勘案しながら今後考えてまいりたい、こういうふうに思っております。

あとは、具体的には次長の方から。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 中島教育次長。

教育次長(中島一也) 谷田利一議員のご質問ですけれども、1点目のスロープ下の部分に入れた土、砂の関係ですけれども、それについては学校の判断で入れております。

二つ目の調査費等の予算は、過去、私が把握している限り、計上したことはありません。

以上です。

議長(丸山久志) 再質問ございませんか。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 谷田利一議員。

1番(谷田利一) 再度お聞きしたんですけれども、これでは6年前の答弁と全く変わりません。私はそう思います。

学校が現場が、雨の日にきつければ、コンパネを渡して児童を通らせていると。そんなことがまかり通るんですか。それなら、コンパネを敷かなくてもいいように、常時そこに傾斜をつけるなり、水たまりができる部分を避けられるような、そういう方法も考えていく方法があるんじゃないかと思いません。

私はPTAの方から、それから子供たちから、とりあえずグラウンドは、かなん、排水も悪いし、かなんということも再三聞いております。今後、地質調査や地盤調査など、専門家による調査等も考えていただき、早期に全面改修をしていただくように要望して、質問を終わります。

議長(丸山久志) 次に、西島寛道議員の質問を許します。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 西島寛道議員。

2番(西島寛道) 2番、西島寛道。事前に通告していた2点、質問させていただきます。

まず1点目であります。耕作放棄地対策についてお伺いいたします。

近年、農業に携わる人の高齢化と後継者不足により、耕作放棄地が増加し問題となっています。これらの対策として政府は、農地中間管理機構、いわゆる農地バンクを創設し、耕作放棄地の減少に努めてこられました。個人

所有の農地を他人に使わせる抵抗感や固定資産税の優遇などもあり、マッチング率は非常に低い水準だとお聞きします。

農地の耕作放棄により問題となるのは、管理が不十分になることにより、周辺の土地に雑草や害虫が増加し、その影響が及んでしまうことにあります。

そこでお伺いします。現在、本町での農地バンクによる貸し付け希望件数と借り受け希望件数、これまでに実際に貸し出された農地の件数をお伺いします。また、耕作放棄地により近隣に及ぼす被害に対する対応・対策を本町ではどのようにされているのか、お伺いします。

次に、2点目であります。消防団の拡充についてお伺いします。

近年、集中豪雨や東日本大震災、熊本地震など多くの災害が発生する中、消防団の需要が増大しています。しかし、人口の減少や産業・就業構造の変化、また地域社会への帰属意識の希薄化など、社会環境の変化から、消防団の団員数は全国的に減少傾向にあります。

本町の消防団は第1分団、第2分団合わせて10支部ありますが、各部とも団員の確保には大変苦勞しているとお聞きします。本町にとって消防団員の役割は、火災、水害、人命救助だけでなく、各地区のお祭りなどコミュニティーの活動においても活躍されています。消防団員の減少は、防災だけにとどまらず地域の活力低下にもつながってまいります。

また、本町の消防・防災整備は大変充実していますが、それらを使いこなす担い手育成も同時に進めていかなくてはなりません。

そこでお伺いします。本町の消防団員の平均年齢が年々上昇していく中で、男女を問わず学生を含めた若者たちの参加が大変重要となってくると思われますが、安心・安全のまちづくりの中心となる消防団の拡充について、本町のお考えをお伺いします。

以上です。よろしくお願ひします。

議長（丸山久志） 答弁願ひします。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 菱本産業環境課長。

産業環境課長（菱本嘉昭） 西島議員のご質問にお答えいたします。

1点目の耕作放棄地対策についてであります。一つ目の本町での農地バンクによる貸し付け希望件数と借り受け希望件数、これまでに実際に貸し出された農地の件数につきましては、平成26年度の事業開始から現在まで、

貸し付け希望件数は4件、借り受け希望件数は9件、これまでに貸し出された農地は1件であります。また、3件についてマッチング作業は終了しており、貸し出しに向けて事務を進めております。

次に、耕作放棄地により近隣に及ぼす被害に対する対応・対策につきましては、近年、農産物価格が低下する中、農業従事者の高齢化や担い手不足などの課題もあり、耕作放棄地が発生している状況があります。耕作放棄地については、農業委員会または産業環境課による指導等の継続や、農業委員による担い手のあっせんを行うなど、対応してきております。また、農地中間管理機構の活用も働きかけてまいりましたが、実績は先ほど述べましたとおりであります。今後は、制度へのご理解をいただき、より活用していただくため、ホームページ等を利用しながら周知に努めてまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長（丸山久志） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 2点目の消防団の拡充についてであります。消防団は、生業を持ちながら、自分たちの町は自分たちで守るという崇高な精神に基づき、地域の安心・安全のため活躍していただいております。本町における消防力・防災力の向上において重要な役割を担っていただいております。

議員ご指摘のように、全国的にも消防団員数が減少傾向となっている中、消防団員の確保についてはご苦勞をいただいているところでありますが、それぞれの支部において、地域の情報やつながりをもとに消防団員の確保にご尽力いただいているところであります。

本町といたしましても、平成25年12月に施行された、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律に基づき、処遇改善の一環として、消防団員の報酬や退職報奨金の引き上げ、また、資機材の充実として、消防車庫や小型ポンプの整備、さらに新基準の活動服を更新するなど、消防・防災対策に取り組んできたところであります。

さらに、平成27年度から、大学生や専門学校生が消防団員として加入され活動いただいた場合、本町からその功績を認証することにより、就職活動の支援を目的とした学生消防団活動認証制度も導入をしてきたところであります。

なお、昨年度は、町外在住の消防団員も含めて247名を確保してまいり

ましたが、いざというときに迅速な出動ができるのは町内在住の消防団員であることから、消防団の方で精査していただき、本年度の消防団員総数は236名となったところであります。

いずれにいたしましても、先ほども述べましたように、消防団員の確保にはそれぞれの支部にご苦労いただいているところでありますが、今後も消防団に協力いただきながら、地域防災力のかなめである消防団員の確保に努めてまいりたいと考えております。

議長（丸山久志） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 西島寛道議員。

2番（西島寛道） 二つとも要望になりますけども、まず1点目の耕作放棄地対策について、隣接する農家の人たちが、日陰によるとれ高の影響だけではなく、先ほども申し上げましたけれども、害虫対策など、本当に切実な問題でありますので、少しでも早い対応をよろしくお願いいたします。

次いで、消防団の拡充についてですけれども、先日、また台風16号の対応で消防団の方は公民館に詰めるなど、皆様にはご尽力いただいたところですが、あさっての町民運動会、再来週のお祭りのコミュニティーの場でも、消防団の協力がなければ大変難しい状況となっています。今後とも、消防団員の拡充にご協力いただけますよう、よろしく願いを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（丸山久志） 次に、岡田久雄議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 岡田久雄議員。

3番（岡田久雄） 3番、岡田久雄です。事前に通告しておりました次の大きな2点につきまして、一般質問をさせていただきます。

まず初めに、上玉川橋の架け替えについて質問いたします。

府道上粕城陽線の玉川以南は、道路幅が狭く、井手小学校に通学する児童や歩行者の安全性が確保できないことなどから、拡幅工事が実施され、現在は玉川の南側から井手小学校の南端まで、幅2.75メートルの車道を2車線、2.5メートルの歩道を片側に設置され、また、小学校正門前には信号機も設置されています。

私は平成21年6月の定例議会の一般質問で、井手小学校前の道路拡幅と

上玉川橋の拡幅について質問させていただきました。そのときの上玉川橋の拡幅についての府の回答は、橋全体で荷重を支える構造になっているため拡幅はできない、大型バスも通行可能なため、改良は考えていないということでありました。その後においては、行政による粘り強い努力を重ねていただき、その結果として、今年度中に上玉川橋の架け替え工事が着工されることになったとお聞きしています。

そこで、次のことについてお伺いいたします。

1、工事の実施期間について。2、工事の概要について。3、工事に伴う代替の橋及び歩道はつくられるのか。また、つくられない場合は歩道や抜け道はどのようになるのか。歩行者の安全確保と小学生の通学路はどのようになるのか。4、近隣住民への説明会や周知はどのようにされるのか、お伺いいたします。

次に、ゼロ歳児へのB型肝炎ワクチンの予防接種について質問いたします。

ことし10月から、ゼロ歳児へのB型肝炎ワクチンの予防接種が定期化されます。これまでB型肝炎ワクチンは1回当たり8,000円から1万円ほどかかる任意接種でしたが、国により、ことし6月に、4月1日以降に生まれた乳児を対象として、全額公費負担となる定期化が決まりました。

しかし、接種のスケジュールは、生後2カ月を過ぎてから3回が推奨されており、順調に進んでも5カ月ほどかかります。このため、10月からの開始では、4月から7月ごろに生まれた乳児は無料で接種できる期間が短くなります。また、乳児の体調や保護者の都合などによって接種の時期がおくれることも想定されます。

そこで、次のことについて質問します。

1、B型肝炎ワクチンとはどのようなワクチンなのか。また、乳児になぜ接種が必要とされているのか。

2、本町の子育て支援の観点から、任意接種からの移行期間に誕生した乳児に不利益が生じないように、来年度に限り、1歳児になっても公費助成の対象とすることが必要と思いますが、本町の考えをお聞きします。

3、定期接種について、いつごろどのような方法で周知されるのか、お聞きいたします。

以上です。よろしくお願ひいたします。

議長（丸山久志） 答弁願ひます。

(挙手する者あり)

議長（丸山久志） 中村建設課長。

理事（中村秀一） 岡田議員のご質問にお答えいたします。

1点目の上玉川橋の架け替えについてであります。平成21年6月の一般質問でお答えしたとおり、橋の構造上、橋梁の拡幅等はできないと答弁申し上げてきました。しかし、前後の道路が拡幅され、直角に交差する上玉川橋がボトルネックとなり、通行に支障を来していることから、架け替えの要望も多くあり、困難な状況でありましたが、京都府に対し強く要望してきたところ、ご理解を得て、今年度より事業着手の運びとなったところであります。

それでは、ご質問について、事業主体であります京都府に確認したところ、一つ目の工事の実施時期につきましては、ことしの非出水期10月16日以降に工事着手し、準備工などを経て、平成29年1月より通行どめを行い、本格的な工事を実施し、平成30年6月完成予定と伺っております。

二つ目の工事概要につきましては、現位置での橋梁架け替え工事でありまして、延長L=20.5メートル、車道幅員2.75メートルの2車線と両側に路肩0.75メートル、下流側に2.5メートルの片側歩道で、合計幅員10.5メートルと伺っております。

三つ目の工事に伴う仮橋や仮歩道につきましては、家屋が連檐している現場の状況から、車道用の仮橋は設置が不可能であります。仮設歩道橋は現橋梁より下流側に設置する予定と伺っております。

通学路など歩行者の安全対策につきましては、仮設歩道橋を設置することから、7月25日に井手地区の各区長に説明し、ご理解を得たところであります。通学路につきましては、8月25日に井手小学校と協議を行い、関係機関と協議の上、通学路の変更などを検討いただいているところであります。

四つ目の近隣住民への説明や周知につきましては、工事箇所に隣接している方々には個別に工事説明を行い、住民の方々には工事のお知らせビラや工事看板などを用いて周知を行うと伺っております。

(挙手する者あり)

議長（丸山久志） 小笠原保健センター所長。

保健センター所長（小笠原温美） 2点目のゼロ歳児へのB型肝炎ワクチン

の予防接種についてであります。一つ目のどのようなワクチンなのかにつきましては、B型肝炎ワクチンは、血液等で感染するB型肝炎ウイルスによる一過性感染あるいは持続性感染を防ぎ、B型肝炎の発症を予防します。B型肝炎は、定期予防接種対象疾病では集団予防に重点を置くA類疾病に位置づけられ、対象者に接種を受ける努力義務が課せられる予防接種です。今回定期化されるB型肝炎ワクチンの対象者は平成28年4月1日以降に出生した満1歳未満のお子さんで、標準的な接種期間は生後2カ月から8カ月となっております。

次に、乳幼児になぜ接種が必要とされるかにつきましては、B型肝炎ウイルスによる持続性感染の多くは出生時または乳幼児期の感染で起こりますが、年月を経て慢性肝炎を発症し、その後、肝硬変、肝細胞がんを発症することがあります。国が定めた適正な接種時期、生後1歳に至るまでの時期に予防接種をして予防することが大切とされております。

二つ目の1歳になっても公費助成の対象にすることにつきましては、対象者へは定期予防接種についての周知、勧奨を行い、定期予防接種対象期間内に受けていただきたいと考えております。

なお、定期予防接種対象期間内に接種され、万が一健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく救済制度の適用がありますが、定期予防接種対象期間外に接種されると任意予防接種となり、健康被害に対して当該法律の救済制度の適用がないことから、満1歳以降の助成は考えておりません。

三つ目の周知方法につきましては、9月の広報いでやホームページには既に掲載しております。また、個々の対象者には、9月初めに期間内に受けられるスケジュール例などを示した案内通知を行っておりますし、ご家庭への赤ちゃん訪問や育児相談の機会にも個別に説明するなど、きめ細かく接種勧奨をして、未接種者が出ないように努めてまいります。

議長（丸山久志） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 岡田久雄議員。

3番（岡田久雄） 要望をさせていただきたいと思えます。

上玉川橋の架け、本当にありがとうございました。それと、架け替えによって車の流れも大きく変わると思うんですよ。また、歩行者の歩行の流れも変わってくると思いますので、また新たな歩行、通学路の危険箇所も出てく

るように思いますので、その点を十分に確認していただき、くれぐれも事故の発生の起こらないように努力をしていただきたいというふうに思います。

それと、もう一つはゼロ歳児のB型肝炎ワクチンの予防接種でありますけれども、10月からの定期接種ということで、それを知らずにもう既に受けておられる方もおられると思います。もしそのような方がおられまして、何か証明するものがあれば、町独自の支援として、その接種費用を町の方で持っていていただくよう、そのようなことを要望させていただきたいと思います。

この要望をさせていただきまして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（丸山久志） この際、暫時休憩します。11時5分より再開いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時05分

議長（丸山久志） 休憩前に引き続き、再開いたします。

次に、岩田 剛議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 岩田 剛議員。

4番（岩田 剛） 4番、岩田 剛です。既に通告しております4件につきまして質問します。

まず1点目ですが、多賀白坂地区の工業団地、最近看板が出まして白坂テクノパークと書いておりますが、これの開発状況についてお伺いします。

本町の将来に向けての課題は山積しておりますが、中でも一番大きな課題としまして、年々減少する人口減少にどう対応するかという問題があります。本町の人口は、平成25年は1年間で45人減りました。26年は97人にふえました。27年は105人と年々減少数が増加しております。28年になりましては、7月末までに既に104人減少するなど、減少に拍車がかかっている状況であります。

町としても人口減少を食いとめる委員会を立ち上げるなど、人口減少対策を実施検討中ですが、その人口減少を食いとめるための重要施策の一つとしまして、多賀白坂地区での工業団地の開発があります。そこで、この工事は今第2期工事が進行中であると聞いておりますけれども、以下のことにつきましてお伺いしたいと思います。

まず1点目ですが、今後の事業計画について、完了予定時期はいつごろに

なるのか。それから2番目、現在の進出企業数、既に進出しております企業数と進出が決定しております企業数の数を教えてください。それから3番目、各企業の総雇用従業員数と町内からの従業員の雇用数の人数を教えてください。それから4点目に、町財政に与える税収効果はどれぐらいあるのか教えてください。

2番目に、多賀西松ヶ花地区への進出企業につきまして、以下のことについてお伺いします。

1点目に、操業開始時期はいつなんでしょうか。もう既に開始をしているんですかね。それから、総従業員数は何名ですか。3番目に、町内からの雇用従業員数は何人でしょうか。4番、同じく町税の増収見込み額は幾らになるんでしょうか。

3点目、多賀西北ノ代地区への進出企業につきまして、以下のことについてお伺いします。

工事の開始時期はいつごろになるのでしょうか。2番目、業種、予想される総雇用従業員数は何人ぐらいになるのでしょうか。3番目に、本町で予想される雇用創出効果、何人ぐらいになるのでしょうか。同じく4番目に、町税の増収見込みは幾らぐらいになるのでしょうか。

それから、4点目に、地元雇用に対する行政の支援体制と住宅建設適地の開発についてお伺いします。

地域活性化の切り札となる企業誘致は、地元における雇用増加、さらには新規居住者の増加が期待できる大変重要な施策であると思います。本町に進出する企業の従業員に対する住宅の供給は、人口増加の重要なファクターとなります。住宅地の開発は基本的に民間事業者が行うものでありますが、住宅地開発がスムーズに行えるような施策の実施は行政の大きな役割であります。現在実施されている、または計画している施策について、具体的に説明をお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（丸山久志） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 中村建設課長。

理事（中村秀一） 岩田議員のご質問にお答えいたします。

1点目の多賀白坂地区の工業団地の開発状況についてであります。

目の今後の工事計画につきましては、第1工区、第2工区は既に完了済みであり、残る工区につきましては、井手町域が大半を占める第3工区は平成30年5月、城陽市域が大半を占める第4工区は平成31年5月の完了予定と伺っており、これで全ての工事が完了することとなります。

次に、4点目の地元雇用に対する行政の支援体制と住宅建設適地の開発についてであります。議員ご指摘のとおり、人口減少を食い止める一つとして、民間事業者がスムーズに住宅地開発を行えるよう支援するのも行政の役割だと理解はしていますが、残念ながら本町で住宅地開発を行いたいという民間事業者が出てきていないのが実態であります。

しかしながら、民間事業者が進出しやすいよう、開発適地拡大のため、JR奈良線複線化事業や木津川右岸宇治木津線道路整備などの取り組みを進めているところであります。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 菱本産業環境課長。

産業環境課長(菱本嘉昭) 1点目の二つ目の現在の進出企業数と進出決定済み企業数につきましては、現在操業開始している進出企業が1社、建設工事中の進出決定済み企業が2社であります。

三つ目の各企業の従業員数と町内からの雇用数につきましては、ジャペル株式会社が現在従業員数50名、うち井手町内から10名を雇用されており、将来的には従業員数250名程度を予定されていると伺っております。

次に、現在建設中の新熱電塗装工業株式会社は従業員数40から50名程度で、うち、新工場稼働に合わせ30名程度の新規雇用を予定されていると伺っております。なお、町内の雇用につきましては、これから採用される予定ですので、現在決まっておりません。

また、株式会社ササイは、井手町内事業所の移転となり新規雇用とはなりません。従業員数8名、うち井手町内から1名を雇用されていると伺っております。

2点目の多賀西松ヶ花地区への進出企業についてであります。まず一つ目の操業開始時期につきましては、平成28年8月19日より一部操業を開始されており、機械等の調整ができ次第、順次稼働されると伺っております。二つ目の従業員数につきましては、現在12名であり、将来的には40から

50名程度を予定されていると伺っており、三つ目の町内からの従業員数につきましては、現在は1名と伺っております。

3点目の多賀西北ノ代地区への進出企業についてであります。まず一つ目の工事開始時期につきましては、平成29年の3月から4月ごろの着工を計画されていると伺っております。

二つ目の業種につきましては、湯葉や豆腐料理を主力とするレストランのセントラルキッチンということで食品製造業になりますが、豆腐や湯葉、その他特産品等の直売所も併設したいと伺っております。従業員数につきましては、170名程度の雇用を計画されていると伺っております。

三つ目の本町で予想される雇用創出効果につきましては、計画されております従業員数170名のうち、150名程度は新規雇用される計画で、できる限り地元から雇用したいと伺っております。

したがって、今回これらの進出企業を合わせますと約500名余りの雇用があり、さらに再来年には白坂地区の第3工区の整備も予定されていることから、雇用創出に大きく貢献いただけるものと考えております。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 乾税務課長。

税務課長(乾 浩朗) 1点目の多賀白坂地区の工業団地の開発状況についての四つ目の町財政に与える税収の増加につきましては、現在進出している企業における固定資産税の課税客体となる家屋は大規模家屋であるため、現在、評価額を算出するための現地調査を京都府に依頼しているところであり、また、償却資産につきましては、来年1月1日現在の資産申告に基づく課税となることから、現時点におきましては課税客体が明確ではありませんので、税額の算出はできないものであります。

なお、土地につきましては、既に今年度に宅地評価による課税を行っておりますので、第1工区全体では固定資産税で約400万円、都市計画税で約70万円の増収効果が出ております。

また、法人町民税では、税額の算出に必要な法人の決算期末における資本金等の額や従業者数、法人税額が不明であることから、現時点におきましては、町財政に与える税収の増加額の算出はできないものであります。

次に、第1工区に建設中の企業と第2工区に進出する企業につきましても、現時点で課税客体が明確でないものにつきましては税額の算出はできないも

のであります。

なお、土地につきましては、第2工区約5,100平方メートル、第3工区約3万9,000平方メートル、第4工区約1万3,300平方メートルを課税地積と見込んでおりまして、第2工区から第4工区全体の税額見込み額を平成28年度実績で算出いたしますと、固定資産税で約740万円、都市計画税で約130万円程度の増収が見込めるところであります。

次に、2点目の多賀西松ヶ花地区への進出企業についての四つ目の町税の増収見込みにつきましては、先ほどの白坂地区におきまして現在進出している企業での答弁と同じく、現在、課税客体が明確でないことから、税額の算出はできないものであります。

なお、土地につきましては、従前と比べまして評価地目や地積の変更がない限り、増収につながるものではないと思っております。

次に、3点目の多賀西北ノ代地区への進出企業についての四つ目の町税の増収見込みにつきましては、今後建設が進められるものでありますので、現在のところ税額の算出はできないものであります。

なお、土地につきましては、従来と比べまして評価地目や地積の変更がない限り、増収につながるものではないと思っております。

しかし、今後はこれらの企業が進出することによりまして、一定の税収の増加効果が見込めるものと考えております。

なお、税収以外にも、今後の事業所数や従業者数の増加によりまして、現時点で試算いたしますと、地方消費税交付金では約600万円、普通交付税の基準財政需要額につきましても増加が見込め、さらに白坂地区の第3工区につきましても今後企業立地がなされることから、さらに増収になるものと考えております。

議長（丸山久志） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 岩田 剛議員。

4番（岩田 剛） 白坂地区の件ですが、第1工区はもう完了しているんですね。このうちの井手町域ですね、城陽市とまたがっていると思うんですが、井手町域はどれぐらいあるんですか。全体の何%ぐらいあるんですか。第2工区も城陽が絡んでくるんですかね。ちょっとこの辺、城陽がどれぐらいで井手町側がどれぐらいでという比率をお願いしたいと思います。

それと、もう1点ですが、2番目と3番目の質問に関してですが、これは京都府が企業の紹介、誘致に関して紹介をいただいているようでありますが、いずれも地下水を大量に使う企業ですね。ポンプアップして地下水を相当くみ上げると思うんです。その際に、多賀地区の簡易水道の水源がその下流というか木津川市側にあるんですが、東側でどんどんと地下水をくみ上げた場合に、簡易水道への影響がどの程度あるのかというのは調査はできているのでしょうか。水がかれるというようなことはないのか。取り越し苦労かもわかりませんが、ちょっと心配をしております、その辺についてお教え願いたいと思います。

議長（丸山久志） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 古川建設課参事。

建設課参事（古川 篤） ただいまの岩田議員のまずは面積の関係でございますが、1工区の城陽と井手町にまたがっている部分でよろしいんですね。

一つがジャペルというところなんですけれども、ここの敷地面積が全体で約1.45ヘクタールございます。そのうち、井手町域が1ヘクタールということになっております。これがジャペルさんの方でございまして、もう一つ、新熱電塗装工業さんがやっておるんですけれども、ここの敷地面積は全体で1.17ヘクタールございます。そのうち、井手町域が0.95ヘクタールというような面積関係になっております。

以上でございます。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 松山上下水道課長。

理事（松山正伸） 2点目の多賀簡易水道への影響についてのご質問でございましたけれども、簡易水道の水源地は今、乗越川沿いの墓地近くでございまして、ここを選定したときに、豊富な地下水ということで選定をしております、約100メートルちょっと井戸を掘っております。くみ上げておるのは、進出企業の数倍の大きさのポンプを据えつけておまして、今、日平均1,200トンほどくみ上げております。その関係からしますと、進出企業のくみ上げ状況を聞いておりますと、日最大でも50トンから60トン、ポンプ自体も随分小さいものと聞いておりますので、今のところ、支障は全然ないものと思っております。

議長（丸山久志） 再質問ございませんか。

4 番（岩田 剛） ありがとうございます。質問を終了します。

議長（丸山久志） 次に、中坊 陽議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 中坊 陽議員。

8 番（中坊 陽） 8 番、中坊 陽です。事前通告しております 2 点についてお伺いいたします。

1 番目として、災害応援協定の取り組みについてお伺いいたします。

東日本大震災後、遠隔地の市町村などと災害時応援協定を結ぶ自治体がふえており、災害前に締結していた協定を具体化し、新たな締結先を模索する動きも活発になっています。本年 4 月に発生した熊本地震や今回の東北・北海道地区を襲った台風 10 号のもたらした豪雨で甚大な被害が発生しました。地震、台風、豪雨などの大規模災害を想定して、被害時の自治体行政サービスや復興活動を支援する他自治体や民間事業者との災害応援協定締結や情報交換・交流などが必要です。

そこでお聞きします。1、災害応援協定の必要性についての本町の考え、2、協定締結の現状について、3、締結団体への活動依頼状況についてお伺いします。

2 番目として、小・中学校での土曜活用についてお伺いします。

ゆとり教育の見直しの結果、平日の授業数が増加しており、子供たちの負担が増えています。土曜日の登校日を月数回設けて平日の負担を減らす検討が望まれますが、土曜活用の教育委員会の考えと現状の取り組みについてお聞きします。よろしくお願ひします。

議長（丸山久志） 答弁願ひします。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 松田教育長。

教育長（松田 定） 2 点目の小・中学校での土曜活用についてお答えいたします。

現在、本町では、京都府教育委員会より「土曜日を活用した教育の在り方実践研究事業」の委託を受け、試行的に学期に 1 回程度の土曜活用を行い、授業とともに、文化鑑賞会、マラソン大会、学習発表会、PTA 親子行事などを実施しております。

議員ご指摘のとおり、前回の学習指導要領改訂の際、授業時間数が増加いたしました。が、学期に1回程度の土曜活用の実施とは別に、本町では空調設備の整備もあり、夏季休業期間を短縮したり、給食実施期間をふやして学期初めや学期終わりの時期の午前中授業を減らすなどの工夫を進めており、年間の授業時間の総数としては多少の余裕が見られる状況となっております。

土曜活用を実施することで、学習時間の確保や家庭・地域と連携した取り組みを推進できるといった効果も見られますが、習い事やスポーツ活動等のため、時にはこの土曜日に欠席するケースも少々見られる状況にあります。

学校週5日制が定着しまして、休日の過ごし方が多様化したり、学校外活動が活発化する中、土曜日の活用については、社会全体のあり方にかかわることでもあり、現在検討されている新しい学習指導要領の推移を見ながら今後考えていきたい、このように思っております。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘) 1点目の災害応援協定の取り組みについてであります。一つ目の災害応援協定の必要性につきましては、地震や台風、豪雨などにより、万が一、本町に甚大な被害が発生した場合でも、被災者への食料や生活物資の供給をはじめ、緊急物資の輸送、公共土木施設の復旧工事などの迅速な応急対策や復旧対策ができるよう、自治体間をはじめ民間事業者との災害時の応援協定は必要不可欠であると考えております。

二つ目の協定締結の現状につきましては、まず行政間での協定では、平成22年4月に、災害が発生した場合、必要に応じ物資の提供や人的派遣をするなどの対応ができるよう、乙訓、宇城久、綴喜の6市4町で京都南部都市災害時相互応援協定を、平成24年4月に近畿府県町村会災害時相互支援に関する協定を、また平成26年7月には、緊急災害対策派遣や救援車両、災害対策用機器の貸し付けをしていただけるよう国土交通省近畿地方整備局と災害時の応援協定を締結しております。

また、民間との協定では、平成8年10月に、井手町建設業協会をはじめ14の企業や団体と、それぞれの業種に応じて物資供給や人的派遣などを目的に協定の締結をしてきております。さらに、平成28年7月には、NTT西日本と避難所における特設公衆電話の設置に関する協定を締結しております。

三つ目の締結団体への依頼につきましては、本町において幸い大きな被害が発生しておりませんので、応援要請の依頼はしていません。

議長（丸山久志） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 中坊 陽議員。

8番（中坊 陽） 土曜活用についてですけども、代休についてはどのような規定をされているのか。学期の中で2回以上授業がある学期もあると思うんですが、その場合も含めて、代休の扱いについてお伺いします。

それと、災害協定ですけど、町の商工会とも結ばれているのでしょうか。その点、お聞きします。

議長（丸山久志） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 松田教育長。

教育長（松田 定） 代休といいますのは、児童・生徒の振替休日のことですか。土曜活用をした週は、その週は1日ふえるということでの活用でございます。ですから、振替休日はございません。そうすることによって授業時間数をその週だけはふやすと、こういう活用でございます。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 中坊議員のご質問にお答えいたします。

井手町商工会とは平成14年7月に締結をいたしております。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 中坊 陽議員。

8番（中坊 陽） 土曜活用について、ちょっと勘違いしているかわからないですけど、この前の運動会の代休が火曜日にあったんですけども、それはどういうことかでして、今の答弁とはちょっと違うように思うんですけど、その辺だけお願いします。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 松田教育長。

教育長（松田 定） 運動会は土曜日に実施いたしましたが、あれは土曜活用の一環ではございませんで、その週に実施いたしましたので、基本、学校週5日制という考え方に立って振替休日をとっております。学期に1回、こ

の週のこの土曜日だけは土曜活用をしようと、こういうふうに押し出しましたものについては、その週は週6日制ということになりますので、児童・生徒にとりましての振替休日は実施いたしておりませんということでございます。よろしく申し上げます。

議長（丸山久志） 再質問ございませんか。

先ほどの岩田議員の質問のときの回答に誤りがありましたので、修正をしたいということです。答弁をしていただきます。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 古川建設課参事。

建設課参事（古川 篤） 先ほど岩田議員の質問でございますが、申しわけございません、ジャペルさんはもともと2区画あったのを一つにしておりまして、一つ分足すのを忘れておりまして、実際のところ、全体で2ヘクタール、うち井手町域が1.5ヘクタールという面積になっております。申しわけございません。

議長（丸山久志） 次に、木村武壽議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 木村武壽議員。

10番（木村武壽） 10番、木村武壽。通告に基づきまして一般質問をいたします。

1点目は、防犯カメラの設置についてであります。

個人的にはプライバシーの関係であまり好ましいことではないと思いますが、私の家にはポメラニアンという2匹の犬がおりまして、最近、夜遅く大鳴きをし、近所に迷惑がかかると思い、犬をいさめました。ところが、朝早く表の通りに出ると警察が来ておりまして、しばらくして近所の方から、「この間、夜遅く泥棒に入られた。おちおちと寝てられへん。何とかならへんものか」と相談を受けました。また、そのとき、「この間新聞に載っていた2回ほどの大きな強盗事件は解決したのか」とも尋ねられました。「また聞いておきます」と言っておきましたが、議会で聞くことではありませんが。

井手町で防犯カメラをつけているといううわさが流れると、抑止力につながり、事件が発生しにくくなると思います。また、事件が発生しても役に立つと思います。本町でもこれから何カ所かつけると聞いておりますが、毎年、安心・安全のために徐々にふやしていかれてはいかがでございますか。

また、最近では車に防犯用のカメラ、ドライブレコーダー等が安くつけられると聞いておりますが、本町の考えをお尋ねいたします。

次に、啓発用広告塔についてであります。

啓発用広告塔は、数年前、井手町議会で決議され、行政の協力のもと建てられたと聞いておりますが、いつごろ何の目的で何カ所建てられ、現在、何カ所が当初の目的を達成しているのかお尋ねいたします。

この間、ＪＲ玉水駅をおりられた町外と思われる人が、啓発用広告塔の一部「暴力追放のまち」を眺めながら、暴対法ができてから大分なるのと言っておられました。

私にとりましては、暴対法の暴力団だけが暴力追放のまちに込められている言葉とは思えず、ジェンダー的暴力、子供に対する暴力、家庭内暴力、また障害者のいじめに対する暴力等々、数多くあります。

当初の目的を果たすため、壊さず、中身を現在に合った言葉で、議会と行政が協力して時代に合ったものに再検討してはと思いますが、いかがでございますか。

「暴力追放のまち」、「青少年健全育成推進のまち」、「なくそう差別まもろう人権」、「非核平和宣言のまち」、これらに込められている意味は十分理解できますが、現在の時代に合った言葉を１０年単位ぐらいで見直しをされてみるのも、本町が他市町村に発する大きな啓発塔となることと思いますが、いかがでございますか。

以上です。

議長（丸山久志） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 木村議員のご質問にお答えいたします。

１点目の防犯カメラの設置についてであります。まず防犯カメラの目的は、主として犯罪の防止につながる抑止効果を図るとともに、犯罪が発生した場合にはその防犯カメラにて確認できることから、設置するものとされております。

現在、本町においては、不特定多数の方が利用される玉水駅、山城多賀駅に防犯カメラを設置しております。なお、安心・安全のまちづくりの観点から、個人宅の防犯のためのカメラの設置につきましては、防犯の効果がある

と聞いておりますが、それぞれ個人にてご対応いただければと考えております。今後は、玉水駅の橋上化にあわせて、防犯カメラの設置箇所や設置数について警察と相談しながら検討してまいりたいと考えております。

また、子どもの見守りと安心・安全のための通学路や地域の安心・安全のための防犯カメラの設置につきましても、今後、必要な箇所について警察と協議しながら検討してまいりたいと考えております。

さらに、公用車へのドライブレコーダーにつきましても、防犯の効果があるものと聞いておりますので、検討してまいりたいと考えております。

2点目の啓発用広告塔についてであります。平成2年度から公共施設等に計画的に設置し、現在、保健センター、自然休養村管理センター、いづみ人権交流センター、玉泉苑、賀泉苑、玉水駅の6カ所に啓発塔を、山城多賀駅自由通路に同じ内容の啓発看板を設置しております。

なお、啓発用広告塔には、議会で決議されたものを中心に標語を記載しておりますので、当該啓発塔の記載内容について、今後、議会の方からもご意見をいただければと考えております。

議長（丸山久志） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 木村武壽議員。

10番（木村武壽） それでは、要望事項としまして、1点目の防犯カメラについてでございます。消防車をはじめ、井手には公用車がたくさんございます。その公用車に1台ずつそういうふうなカメラが取り付けられたら、公用車が動くたびに、何か事件が発生したってすぐにわかると思いますので、できるだけ早い時期に消防自動車、公用車をはじめ、ドライブレコーダーをつけていただくことをお願いして終わります。ありがとうございます。

議長（丸山久志） この際、暫時休憩します。13時より再開いたします。

休憩 午前11時45分

再開 午後 0時58分

議長（丸山久志） 休憩前に引き続き、再開します。

村田忠文議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 村田忠文議員。

6番（村田忠文） 6番、村田です。事前通告しております大きく2点につ

いてお伺いいたします。

まず1点目に、整備新幹線敦賀・大阪間ルートについてであります。

大きな経済効果をもたらした北陸新幹線は、金沢以西延伸の計画が着々と進展し、日本海側と太平洋側の地域間交流を活性化させ、沿線地域の産業・経済の発展等、地域活性化に大きく寄与するものと期待されています。

ところで、与党整備新幹線建設推進プロジェクトチームの北陸新幹線敦賀・大阪整備検討委員会が先ごろ示した中間取りまとめによりますと、小浜・舞鶴・京都ルートなど3案が選定されています。この中で特に敦賀・大阪間について、関西文化学術研究都市付近を経由するルートについても参考として調査することとされております。

府も、新幹線の京都府南部ルート、新駅の設置の実現は、関西国際空港へのアクセスの改善や府南部全体の観光振興、インバウンドの集客拡大と地域の活性化に大いに役立つものと考えておられます。こうしたことから、「お茶の京都」を掲げ、府と市町村が一体となった観光振興の取り組みを進める中で、北陸新幹線敦賀・大阪間の京都府南部ルートは最適なルートであり、国に対して具体的実現を求めていく必要があると考えますが、町の考えについてお聞きいたします。

2点目に、多賀阪ノ下・北ノ代地域の土地利用についてであります。JR山城多賀駅西側の阪ノ下・北ノ代地域の土地利用について質問いたします。

このほど、駅舎のエレベーター設置が完了するなど、駅利用者の利便性が図られ、今後は一帯の発展が望まれるところです。そこで、駅周辺を通る多賀バイパス西側の荒廃地の活用についても考える時期にあるように感じます。最近では食品加工会社が進出し、操業が開始されています。また、さらに食品関係の工場進出が計画されているとお聞きします。

こうした状況の中で、現在利用されていない農地を、例えば従業員の駐車場や住居用地などとして活用してはどうかという声もお聞きします。利用には、地主や地域住民の理解、都市計画の変更手続などが必要となりますが、一帯は井手町の北の玄関口とも言えるもので、荒廃地として放っておくのはもったいないとも感じます。今後の土地活用について、町としてどういったお考えをお持ちかお聞かせ願いたいと思います。

以上です。

議長（丸山久志） 答弁願います。

(挙手する者あり)

議長（丸山久志） 汐見町長。

町長（汐見明男） 私の方からは、1点目の質問についてお答えいたします。

本年4月27日に与党北陸新幹線敦賀・大阪間整備検討委員会の中間取りまとめにおいて、小浜・舞鶴・京都ルート、小浜・京都ルート、米原ルートを経由する3案が選定され、加えて、京都・大阪間については、関西文化学術研究都市付近を経由するルートについても参考として調査されるよう指示がなされたところであります。現在、国において調査が行われておりまして、本年秋ごろを目途に検討委員会に報告がなされ、その結果をもとに政府がルートを決定的なものととなっております。

このような状況の中、去る9月13日に、京都経済同友会代表幹事の呼びかけにより北陸新幹線京都府南部ルート誘致促進同盟会が設立されました。現在、在来線の強化を通じてインバウンドの誘客拡大と地域振興を図ろうとしている京都府南部12市町村では、「お茶の京都」を掲げ、府と市町村が一体となった観光振興の取り組みを進めているところでありまして、関西文化学術研究都市付近に駅を設置する北陸新幹線京都府南部ルートの実現とあわせて、関西国際空港へのアクセスが改善することは府南部地域にとって大きな意義を持つ社会資本整備であると考えております。

しかし、井手町をあずかる私といたしましては、そのことがどのように本町に影響するのかという観点から、懸念していた3点について、設立総会の場において京都府の城福副知事に対し質問してまいりました。

その1点目は、木津川右岸から新駅までのアクセス確保についてであります。本町からでありますと、現状では、JR奈良線から木津駅で学研都市線に乗りかえて最寄り駅まで行って新駅へ行くことになり、大変不便であることから、木津川右岸から新駅までのアクセスを京都府の責任において確保してもらえるのかどうか。

2点目は、JR奈良線への影響であります。これまで、新幹線が通れば在来線に影響が出ると言われてきました。木津川右岸では、非常に財政が厳しい中、多額の地元負担をして、奈良線の利便性を高めていくために複線化第二期事業に取り組んでいるわけではありますが、これまでの例から見て、新幹線が通ることによって奈良線への影響があるのかどうか。

3点目は、地元負担についてであります。これまでの新幹線整備では、地

元負担は駅ができたところがほとんどということでありましてけれども、学研に新駅ができた場合、学研以外の市町村には地元負担金を求めないということと理解してよいのかどうか、であります。

城福副知事からは、1点目の木津川右岸から新駅までのアクセスについては、北陸新幹線の整備効果が山城全域に行き渡るよう、京都府としてバスの運行支援や奈良線の複線化など、府南部地域と新駅とのアクセス確保に努める。

2点目のJR奈良線への影響については、北陸新幹線京都府南部ルートは京都・大阪間の旅客輸送を行うものであり、奈良線は京都・奈良間を結ぶもので、新幹線と並行・競合関係にはないことなどから、並行在来線になるとは想定しがたいと考えているが、引き続き奈良線の複線化と利便性向上に沿線市町とともに取り組み、JR西日本に対しても利便性向上を将来にわたり働きかけていく。

3点目の地元負担については、これまでの整備新幹線の事例では、駅設置効果が直接ある駅所在市町村が整備費用の一部を負担しており、この考えが基本になるものと考えているとの回答を得ました。

懸念していたことが解消できたことから、本町としても設立趣意に賛同できると考え、北陸新幹線京都府南部ルート誘致促進同盟会に加盟をいたしたところであり、この北陸新幹線京都府南部ルートの誘致が実現した暁には、観光客の増加やまちづくりの起爆剤として活用していきたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 中村建設課長。

理事(中村秀一) 2点目の多賀阪ノ下・北ノ代地域の土地利用についてありますが、平成20年9月の府道上狛城陽線多賀バイパス開通時に阪ノ下・北ノ代地域の土地所有者などに土地利用の意向について聞き取り調査を行ったところ、慎重な意見の方が多くおられましたので断念してきたところであります。

次に、多賀バイパス開通後約5年が経過したころに土地利用についての意向を再度確認することとしておりましたが、地盤状況が非常に悪いことが判明したため、規定の地盤支持力を得るためには事業費の大幅な増加が見込まれることから、行政による開発は困難と判断したところであります。

しかしながら、8月にはJR山城多賀駅のバリアフリー化も完了し、また今年度よりJR山城多賀駅から玉水駅間の複線化工事に着手されるなど、さらなる交通インフラの利便性が向上することから、この地域を含めた山城多賀駅周辺地域に求められる土地利用を踏まえ、井手町の北の玄関口にふさわしい土地利用のあり方や整備手法等について、これまでの経過を踏まえ、可能な方法を研究してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（丸山久志） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 村田忠文議員。

6番（村田忠文） 1点目の敦賀・大阪間ルートについてであります。今まで一生懸命取り組んでこられた奈良線の全線複線化に影響が出ることは、絶対あってはならないことと私らも考えております。また、学研都市がああいうふうな形になってきまして、もう十数年たとうかなと思います。その間、右岸をベッドタウンとかいう形のご意見も当初お伺いしていたように思うんですけども、そういった働きもなかなか井手町には見えてこない状況にある中で、果たしてこの南部ルートが最適なルートであるかどうかというのは、私も疑問視はしていますが、この一帯として「お茶の京都」を示していく中で、いかにそこの駅、どこに来るかわかりませんが、そこの駅へのアクセスを国・府の支援のもとでしていただけるならば、関西国際空港へ行くのも、京都駅を回るよりは早く行けるし、また、外国から来られる方も井手町へ訪れる頻度も、時間を短縮できたら頻度の方も変わってくるかなというふうに思いますので、その辺のご意見等、設立総会後の次の同盟会ですね、その辺でまた町長の手腕を発揮していただきたいなというふうに要望しておきます。

もう1点、多賀の阪ノ下・北ノ代地域であります。理事ご指摘のとおり、地盤が悪い地域でもあります。だからといって、今、耕作地として置いていることもないんじゃないかなというふうにも考えます。意向調査の方をまた再度していただいて、全体的な利用を考えていただきたいなというふうに思っております。

以上、要望で終わりたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（丸山久志） 次に、谷田 操議員の質問を許します。

(挙手する者あり)

議長（丸山久志） 谷田 操議員。

9番（谷田 操） 9番、谷田 操です。通告に基づいて、3点にわたって質問をさせていただきます。

1点目は、J R山城多賀駅の改善についてです。

去る8月8日からJ R山城多賀駅と自由通路のエレベーターの供用が開始されまして、住民の利便性が高まり、特に高齢者の皆さんには大変喜んでいただいています。

エレベーターや付随する駅設備の保守管理についてお伺いします。

自由通路のエレベーターも駅構内のエレベーターも、清掃も含め、保守管理は全て井手町で行うんですか。少なくとも駅構内のエレベーターについては、町道からも切り離されており、設備はJ Rに移管し、J Rが保守管理すべきではありませんか。自由通路に設置されたエレベーターは町道と位置づけられているのでしょうか。

エレベーターは精密機器でありまして、町が自由通路の清掃を委託している方やボランティアさんなどに清掃をお願いしていいものなのかどうか。

エレベーターの乗降を監視できる位置に監視カメラが設置されておりますが、カメラの所有者、保守管理も町なのか、どのような活用を行っているのか、お伺いいたします。

西側に新たに設けられた地上改札口へは、地上から4段の階段を上がらなければなりません。エレベーターは3床式、3カ所にとまるというエレベーターが西側にはついておりまして、中2階に停止するものの、南側から来られる人にとっては、スロープがあれば、階段を通らずに行く場合、わざわざ北側まで回ってエレベーターに乗らないでも改札口に行けるんですが、スロープは今ありません。なぜ設置しなかったのでしょうか。

西側駐輪場は2000年に駅が橋上化されるときに撤去されまして、当時も屋根はありませんでしたが、その後は階段下に自転車やバイクがずっと置かれてきました。エレベーターの工事期間中はそれも置けなくなりましたので、多数の自転車、バイクが雨ざらしを余儀なくされておりました。東側の駐輪場も多数利用されておりまして、余裕はございません。エレベーター完成後は、階段下のスペースは以前より狭くなりました。しかも、エレベーターの乗降口に面しております。自転車、バイクがそこに多数並べば、点字ブ

ロックを隠してしまったり、エレベーターへの乗降に支障を与えることになりかねません。通行の邪魔にならない場所にきちんと屋根つきの駐輪場を西側にも整備すべきではないかと考えますが、町の考えを伺います。

山城多賀駅では、下車された利用者にトイレがどこかということがわかりません、構内にありませんので。観光客などの利便性を考えて、自由通路にこちらがトイレというような誘導表示を設置するべきではないか、伺います。

2点目に、保育所の送迎の安全対策です。

8月16日の朝、京丹後市の市立保育所の駐車場で、保護者の後ろを歩いていた4歳児が他の保護者の車にはねられ重体となったという事故がございました。また、このほど、消費者庁の調査によると、乳幼児が親に抱かれたり背負われたりして自転車に乗っていて事故に遭い、けがをしたケースが5年余りで40件あり、1歳未満の赤ちゃんが頭の骨を折ったり親の下敷きになって脳挫傷を負ったりするなどの大けがをしていたというようなことがわかりました。どこであっても保護者が子供から目を離さない、また、車の通る場所であれば、手をつないだり、おんぶしたりということは、子供の安全を確保する上で基本でございますが、施設管理者として、町もしっかり保育所の安全対策をとる必要があるのではないのでしょうか。

本町では、保育所への子供の送迎で危険はありませんか。3園の車での送迎の実態はどうなっていますか。自転車に子供を乗せての送迎について、園ではどのように保護者に指導していますか。

特に、玉川保育園の保護者用駐車場は、出入り口が一つで危険です。保育士が駐車場前で交通整理に当たっておりますが、本来、保育士の本務ではありません。保育士の指示により車が進入して事故が起こったりした場合、責任がとれるのでしょうか。入り口と出口は別にし、安全性を高めるべきではないか伺います。

3点目に、防災対策についてです。

去る台風10号また16号等によりまして、10号では東北、北海道を中心に甚大な被害が出て、また、どちらの台風でも、とうとい人命が多数失われるということになりました。亡くなられた方のご冥福をお祈りし、被害に遭われた方が一刻も早くもとの生活を取り戻せるように、お祈りを申し上げます。

この災害の教訓として、自治体が出す避難に関する情報について、高齢者

福祉施設でさえ理解が不十分であったということがわかりました。一般住民は、避難指示といえば、文字どおり指示であるから避難しなければならないが、避難勧告となれば、勧告だから、避難した方がいいが、必ず避難せよという意味ではないと捉える人もいるのではありませんか。まして、避難準備情報では、準備するだけ、避難はまだしなくてもよいと思われていないか。住民の認識を深めることが重要ですが、井手町ではどのように対処していきますか。

本町では、マイ防災マップによって区ごとの避難マップの作成が進められてはいますが、まだ2地区のマップしか公開されていません。作成を急ぐべきですが、進捗はどうなっていますか。

また、居住している区のマップしか配布されておりませんが、住民は町内のどこにいるときに被災するかわかりません。また、町外からの来町者や観光客などにも、はっきり避難所と避難経路を示す必要がございます。指定避難所の看板は、その避難所のところへ行かなければ掲出されておりません。どこにいても、こちらに逃げろということがわかる避難誘導板を、電柱であるとか広報の掲示板などに設置してはいかがでしょうか。

また、夜間や豪雨の最中などは、屋外へ出て避難する方が危険な場合もあります。その判断を示すためには、どうしても各家庭に直接届く防災無線、屋外スピーカーなどの設置が不可欠であります。従来から求めていることではありますが、最近の気象状況等を見て、いま一度検討すべきではないか、伺いたいと思います。

加えて、事前に通告を出していませんので、答えられる範囲でお願いをしたいと思うんですが、20日の台風16号の際に、土砂災害警戒情報が出されまして、町内の一部に避難勧告が出たんですけれども……。

議長（丸山久志） 谷田議員、それはまたの機会にしてもらえますか。通告書に基づいて……。

9番（谷田 操） いや、これ、非常に関係ありますので、答えられる範囲で答えてもらったらいいと思うんです。緊急質問等を行う場合もありますから。

議長（丸山久志） 何回も言いますが、谷田議員、通告書に基づいて質問を行ってください。

9番（谷田 操） 質問は、これは要旨を出しているだけです、全文を

示しているということではありませんから、私たちが出しているのは通告の要旨でありまして、それで、中身については、きょう質問することが本来の質問でございます。だから、通告から外れている内容であれば、答えられないことがあってもいたし方ないと思いますが、これは3の防災対策にかかわる内容で……。

議長（丸山久志） それは、趣旨はわかるんですが、それなりに回答を行政の方が準備しておらないことに関して質問されても、回答しようがないので……。

9番（谷田 操） それはそうだけど、わかる範囲だったら答えたらいいじゃないですか。20日の台風のときの対応をお伺いするだけですから、別にそんな複雑な話ではありませんので、ちょっと聞いていただきたいと思います。質問は、通告はあくまで要旨を通告しているだけです。質問を続けさせていただきます。時間がまた、これでなくなりますので。

議長（丸山久志） 谷田議員、当初の回答は、ここへ出てきてやってもらうわけですね。それはやっぱり行政が準備して、それなりの回答を準備しているわけで、関連する質問があるのであれば、その関連について、再質問の場合。

9番（谷田 操） 関連というか、この3番の中身です。これは要旨を通告しているだけです。私は質問を続けますので。議長のお考え、わかりませんが……。

議長（丸山久志） だから、行政は、この場でお答えする内容がないわけですね。

9番（谷田 操） 要旨を通告しているだけです。質問は続いていますので、とめないでください。

それで、その土砂災害警戒情報が出たときに、避難勧告までの間に若干の時間のギャップがあるんですけども、京都府の気象台が……。

議長（丸山久志） 谷田議員、ルールを守っていきましょう。

9番（谷田 操） ルールって、そしたら、全文、一言一句書きなさいという、そういうルールですか、井手町議会は。今ここで議長とやりとりすることじゃないので、質問続けさせてください。

議長（丸山久志） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時23分

再開 午後 1時45分

議長（丸山久志） 休憩前に引き続き、再開します。

答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 中村建設課長。

理事（中村秀一） 谷田 操議員のご質問にお答えいたします。

1点目のJR山城多賀駅の改善についてであります。今回の山城多賀駅エレベーター整備事業につきましては、JR奈良線の複線化事業が進んだため実現したものであります。谷田 操議員におかれましては、沿線住民の長年の願いでもあるJR奈良線の複線化第1期事業の際には、事業に伴う市町村負担分について、本来JRが負担すべきであり、自治体が負担すべき理由はないとして反対してこられました。このような経緯がありながら、今回このような質問が出されたことに対して、どのように答弁したらよいものか困惑しているところであります。山城多賀駅のバリアフリー対策につきましては、平成19年度に井手町バリアフリー検討委員会からエレベーター設置の要望をいただき、奈良線の中で一番乗降客の少ない駅ではあります。JRに対し粘り強く要望を重ねた結果、ようやく実現することができ、供用開始当日は、井手町バリアフリー検討委員会の座長でもあり井手町社会福祉協議会の会長、井手町民生児童委員協議会の会長にも来ていただき、使い勝手を確認され、大変喜んでいただいたところであります。

さて、ご質問のエレベーターなどの保守管理につきましては、乗降客1日3,000人未満の駅においては自治体でバリアフリー対策を実施する必要があることから、駅構内のエレベーターについても町で実施したものであり、町の財産であることから、自由通路のエレベーターとあわせ、町で管理することとしております。

次に、自由通路に設置されたエレベーターにつきましては、自由通路自体が町道14-1号線にありますので、エレベーターについても同様であります。

次に、清掃委託につきましては、エレベーター部分は含まれておりません。また、エレベーターの清掃委託契約はしておりませんが、ボランティアの方々から申し出がありましたので、保守業者からの資料を提供し、電子機器に影響のない範囲での作業を行っていただいております。

次に、ご質問のカメラにつきましては、JRが設置されたものであり、J

Rが保守管理を行い、活用については防犯対策と伺っております。

次に、スロープにつきましては、検討した結果、バリアフリー整備ガイドラインに基づき、スロープ勾配は5%以下と規定されており、南側からの接続とした場合、道路勾配が南下がり、取り付け延長が非常に長くなり、設置困難であることから採用しておりません。なお、バリアフリー対策の観点から、エレベーターを利用すれば階段を使うことなく改札に行けるため、3床式のエレベーター方式が最善の方法であると判断したものであります。

次に、屋根つき駐輪場の整備につきましては、まず、橋上駅となる前、駐輪場は西側だけであったため、橋上駅にあわせて東側駐輪場を設置したところであります。また、西側につきましては、平成21年2月の交通対策特別委員会でもお答えしましたが、鳥のふん害防止対策を講じた上で、町有地である自由通路下を駐輪スペースとして利用いただいているところでもあります。

次に、トイレの誘導表示につきましては、先日のボランティア活動の際に設置していただいておりますので、考えておりません。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 中坊住民福祉課長。

住民福祉課長(中坊玲子) 2点目の保育所の送迎の安全対策についてですが、保育所への子供の送迎で危険はないかということにつきましては、危険というものは送迎に限らず日常どこにでもあるものであり、その危険を回避することは、保育をする上で重要であると考えております。

次に、3園の車での送迎の実態につきましては、3園とも車での送迎はされていますが、車での送迎を行う場合は、チャイルドシート着用についての徹底や、駐車する際のお願い等、保護者に対し、園だより等を通じてお伝えしているところでもあります。

自転車の送迎につきましては、道路交通法によりヘルメットの着用は努力義務とされておりますが、京都府の条例によりヘルメットの着用は義務とされておりますので、本町もその条例の規定に従い、着用等について、保護者に対し啓発を行っております。

また、保育園として、綴喜幼児交通事故防止対策連絡会に加入し、研修を受け、保護者と子供に指導しておりますし、田辺警察署交通安全課の女性警察官による登園時の交通安全指導も行っていただいております。各保育園で

も毎年、交通安全教室等を開催し、子供に対しても交通安全の大切さを伝えているところであります。

次に、玉川保育園の駐車場の入り口と出口を別にすることにつきましては、立地上、入り口と出口を別に設けることはできません。ただし、事故を未然に防止するという観点から、子供の登降園の多い時間帯に、複数の保育士による安全確認を従来から行っております。また、駐車場整備当初、駐車場への進入路を通して正門から園に入らせていただいておりますが、より安全に登降園していただけるよう、平成24年3月に園庭東側に通用門を設け、駐車場から直接園庭に入れるよう改善をしてきたところであります。さらに、平成25年10月には、安全対策と防犯対策として、街灯の設置もしてきたところであります。

次に、保育士の交通整理につきましては、本町が安全対策として何も行わないとなると、事故というものは起こる可能性が高まります。リスクを最小限にとどめるために必要なことは、保護者と園がお互いに安全に配慮することが大切であると考えております。そのために、複数の保育士による安全の確認を行っているものであり、これにつきましては、子供の命を預かるという立場から、安全の確認は当然保育の一環であり、また保護者や子供とのコミュニケーションでもあり、保育に影響があるものではありません。

事故が起こらないよう日々保育士と保護者で安全確認を行っている結果、現在のところ、登降園時における事故等は発生しておりません。

(挙手する者あり)

議長（丸山久志） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 3点目の防災対策についてであります。近年、これまで考えられないような大雨や集中豪雨により、全国各地で毎年のように河川の氾濫や洪水による甚大な被害が発生している状況であります。

このような状況から、地域住民の生命、身体を守るためにも、本町では、避難所や避難経路の見直しをするため、自主防災組織の役員や消防団の方々に自分たちの地域を歩いていただき、避難所としての機能や安全な避難経路などのご意見をいただき、その後、それらの意見を集約して作成した防災マップを関係者に配布するとともに、町ホームページにも公表してきたところであります。昨年度は玉水区や南部区を中心に取り組み、本年度は北区、南区、北部区の3地区で取り組んでおり、来月には配布できるものと考えてお

ります。

また、当該マップの中には、避難準備情報や避難勧告などの情報をはじめ、雨量、河川水位などの情報の入手方法、さらには役場や警察などの連絡先も記載されているなど、自主防災組織の役員などの方々からご意見をいただきながら、なるべくわかりやすく表示してきたところであります。

なお、来年度以降、水無区、石垣区、土砂災害警戒区域等について、順次取り組んでまいりたいと考えております。

議長（丸山久志） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 谷田 操議員。

9番（谷田 操） 最初の多賀駅の問題で、質問していないことに延々とご説明を加えていただきまして、職員のこういう説明はずっと聞かなあかんわけですか、議長。

多賀駅の保守管理について、エレベーターというのは、ボランティアさんはすごい善意で言うてくれてはると思うんですけども、そこでもし事故が起こったりしたときに、通常に町道として利用している状況でないときに事故が起こると、掃除しているというのはそういうことでしょうか、通常の利用時以外ですよ。そんなったときには、ボランティアさんにボランティア保険の範囲内等で補償できるのかという問題もありますし、掃除はどうぞやってくださいというわけにはいかないんじゃないかと、それは再検討してもらいたいと思います。

それと、スロープですけども、延長が長くなったとしても、南から来る人は、わざわざ4段をぐるっと回ってエレベーターに乗ると。目の前に改札口ができたわけですから、すごい喜んではるんですよ。反対した者は喜ぶなというのか知りませんが、私、反対してないですからね、言っときますけど。先ほど町長の説明にも、新幹線の費用負担についても懸念があったということも言われてましたけど、そら、誰かて懸念することですよ、自治体負担ということは。やはりスロープはつけてほしいという要望は強く私もお聞きしているので、今後、いい方法はないか考えてほしい。

それと、駐輪場ですけども、最近夏休みだったこともあって通常の利用状況じゃなかったもので、5月に調査した数字ですけど、東側の屋根のある方は、5月13日は38台とまっていた、いい天気のと。西側は工事中

でして、あちらこちらに分散して、自転車やバイク27台とまっています。東側にはその27台を持っていくような場所はありませんし、急いではるから、みんな西側にとめたいわけで、そうすると、階段の下はすごく狭くなったんです、エレベーター設置で。だから、あふれるんです。今でも半分以上は雨ざらしです。だから、最初に多賀駅を整備するときに、手戻りがないように屋根のついた駐輪場は考えるというお約束があったわけで、それは東側だけですかと。西側もきちんとして、エレベーターの前にとめはったら大変ですから、せっかく整備したエレベーターが通行のバイクや自転車で邪魔になって乗りにくいということになったら困りますから、それは絶対整備をしてもらいたいと思います。それは要望です。

加えて、駅の自由通路の照明なんですけれども、間引きされているわけです。以前、原発事故の後、電力不足が言われたときに間引かれたんです。ライトそのものがありません。管そのものがないところが、階段と自由通路、合わせて21カ所中8カ所が間引かれているんです。それぞれ、階段は5カ所中2カ所、自由通路は11カ所のうち4カ所、間引かれています。その間引いた中でさらに電球が切れたりしているわけで、そういうこともあるので、もう電力不足は言われていませんし、LED管にかえるということで、全部つけてもらうということにしてもらわないと、ちょうど改札の真ん前が間引かれているんです。管がありません。そういう状況なので、照明についても改善してほしいと思います。

それと、保育所の送迎の件に行きますけれども、やはり出口と入り口が別だったら、さらに安全性が高まるのは間違いのないと思うんです。それを今の構造上絶対できないかといったら、山側の方の土地を活用することでできる方法はあるんじゃないかというふうに思います。何もなければ言いませんが、網野の保育所の件でそういうことも起こっているんで、もう一回検討してほしいなと思います。

防災対策ですが、20日の台風16号のときに、今、最後に総務課長も、土砂災害警戒区域についてもマップを考えていきたいというお話がありましたけれども、土砂災害警戒情報が京都府と気象台の方から出まして、それが20日の夕方4時20分に発令されているんです。ところが、その後すぐに避難勧告というのが5時6分、エリアメールで来ました。何分に避難勧告が発令されたのかは書いてないんです、そのエリアメールには。私のところへ

来たのは5時6分だったけども、電話によっては受け取る時間が違ったかもしれせん。

何時何分に出たのかがわからなかったということと、それと、土砂災害警戒情報というのが出れば自動的に避難勧告になるのか、避難準備というのは土砂災害警戒に関してはないのか、その辺がよくわからなかったのも、その点についても。今度も、来年以降マップをつくらはるんやったら、どういうふうに扱っていかはるのか。準備という概念はないのか。自動的に、府と気象庁が警戒情報を出したら避難勧告なのか、その点をお伺いしたいと思います。

以上です。

議長（丸山久志） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 中村建設課長。

理事（中村秀一） 谷田 操議員のただいまのご質問にお答えいたします。

まず、先ほども申し上げましたが、JR奈良線の複線化事業が進んだことにより今回のエレベーター事業等が実施できたということでありまして、その事業について、谷田議員がどうあったかということをおし上げたまででございます。

ご質問の多賀駅の保守管理につきましては、安全のための保守点検は委託する予定をしております。ただ、清掃等についての日常の管理については、ボランティアの方々からの申し出もありましたので、機器に支障のない範囲できれいにさせていただいておるということでもあります。

次に、スロープについてであります。谷田議員もご存じのことと思っておりますが、南側は駅の高さからいうたら大変低くなっております。先ほども申し上げましたが、5%でいくと、なかなかというか、ほとんど設置する場所がないということで、スロープをつくるとすれば、高さが設置できる北側の方から途中で曲げてコの字型にしてしかつけられないということでもあります。北側からスロープの入り口をするよりも、北側からエレベーターの入り口をするという方が合理的で、なおかつバリアフリー的にも安全でありますので、そのようにしているというふうに考えています。

あと、自由通路の照明についてであります。現在のところ、間引いた状況の中で支障なしに使用していただいておりますので、今のところ、それを

ふやすというような考えはございません。

以上です。

議長（丸山久志） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 谷田議員のご質問にお答えいたします。

20日の台風の際の避難勧告等々につきまして、エリアメールで送信させてもらいました。それにつきましても、私どもの地域防災計画に基づいて避難勧告を発令したものであります。

以上でございます。

議長（丸山久志） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 谷田 操議員。

9番（谷田 操） 聞いていることに答えてもらってないので。これも再質問に数えるんですか。

今、最後に言ったのは、土砂災害警戒情報というのが京都府と気象台から共同で出たわけですよ。それが出たら、自動的に避難勧告なんですか。土砂災害警戒情報には避難準備という概念はないんですかということ、今度マップつくるのやったら書かなあかんじゃないですか。それをお聞きしているんです。それが1点。

それと、何遍言っても、JR奈良線のことで私の個人的な発言のことをかやくにつけはるんだけど、それこそ答弁を使って議員の発言の批判をするというのは、本来ある答弁のやり方と違うと思います。それは議長もまた行政の方とやりとりしていただきたいなと思うんですけれども、奈良線の複線化にはもちろん賛成をしてきましたし、ただ、費用負担については、1期工事のときは、JRはもっと持っていたわけですよ。50%JRが持っていたのに、それを今回、2期工事になったら、今度は33%しか持たへんというようなことになってきているわけです。今度、新幹線だって、JRが3割負担と言ってますよね。そういうことから考えると、町長が新幹線の費用負担についても懸念を表明されて、そういうことを考えてくださいよということをおっしゃられたのと一緒に、私たちが、奈良線、大事な複線化やけど、費用負担についてはできるだけ適正な負担をお互いにしてほしい、JRにも適正な

負担を求めるということを表明することは、何らそれはJ Rの複線化に反対することでも、ましてやエレベーターの設置に反対することでもないということを、何度も何度も皆さんが言わはるから、私もまた再度言わないといけません。そういうことではなく、今ある駅をさらに改善したいので、いろいろ要望、聞いていることを伝えているわけです。

照明についても、支障なくやっていますって、支障があるという声を聞いているし、私も、改札の真ん前、何で間引いてるんやろう、暗いなど思っているから言っているので、支障を感じているんです。それは支障があります。ぜひ検討してください。

今の災害の関係の答弁は、もう一度求めます。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 中谷副町長。

副町長(中谷浩三) 少し行き違いがあるようではありますが、先ほど建設課長が答弁申し上げたように、第1期工事のときの複線化事業の負担金について、J Rが負担すべきやということで、自治体が負担すべき理由はないとして反対をされたということを答弁しています。2期工事のときに1期よりも負担がふえたと変えられていますけども、1期目のときに既にそう言われて反対されてこられたということで、そのときに行政側が答弁したのは、谷田議員のようなことを言われていると、J Rは複線化は一切しないし、住民の長年の願いである複線化は進まないということから、自治体は多くの負担をしながら複線化に向けて第1期工事を進めていきたいという答弁もしております。それに対して反対されたんやから、反対されたと申し上げているところであります。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘) 谷田議員のご質問にお答えします。

土砂災害警戒情報が出れば避難勧告ということで、防災計画に定めております。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 谷田 操議員。

9番(谷田 操) 重ねて何度も何度も言いますが、答弁の場を使って、繰

り返し事実でないことを振りまくのはやめてください。私はＪＲ奈良線の複線化に反対はしておりません。ＪＲの負担の割合についても、適正な負担を求めるべきだということは再三言っておりますけれども、一切ＪＲが全額負担でやらないとだめだなんていうことは、１期工事のときにも申し上げたことはございません。どこにそんなの書いてあるんですか。事実誤認です。答弁を使って事実でないことを振りまくのは今後一切やめてください、どの立場にある方についても。申し上げておきます。終わります。

(挙手する者あり)

議長（丸山久志） 中谷副町長。

副町長（中谷浩三） 私どもは、谷田議員の通告をいただいたときに大変困惑したというのは、平成９年６月の議会の議事録の中でそういうことをおっしゃって、私どもの答弁で、今回のＪＲ奈良線の高速化複線化整備は沿線住民の長年の悲願であり、関係団体と一丸となってＪＲ西日本に対して要請してきたところでありましてということで、効果として、高速化、複線化は地域住民の利便性が大きく向上し、さまざまな地域振興施策を推進することが可能となる、沿線地域にも非常に大きな受益をもたらすものであり、その公益性は極めて高いものがありますので、一定の地元負担を行い、その実現を図ろうとするものでありますということで、一定負担に対してのご理解を求めたところ、谷田議員は、それに対しては、ＪＲに応分負担を求めるべきやということで反対されたということで答弁をしているところでございます。

議長（丸山久志） これで一般質問を終わります。

暫時休憩します。２０分より再開いたします。

休憩 午後 ２時 １２分

再開 午後 ２時 ２０分

議長（丸山久志） 休憩前に引き続き、再開します。

日程第５、議案第４５号、井手町自治功労者の推薦につき同意を求める件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長（丸山久志） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘）

(議案第４５号を朗読説明)

議長（丸山久志）　　これで提案理由の説明を終わります。

本件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

これより、議案第45号、井手町自治功労者の推薦につき同意を求める件を採決します。

議案第45号に同意することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（丸山久志）　　挙手全員であります。したがって、議案第45号は同意することに決定しました。

次に、日程第6、議案第41号、井手町営土地改良事業（平成28年災害復旧事業）の実施についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志）　　菱本産業環境課長。

産業環境課長（菱本嘉昭）

（議案第41号を朗読説明）

議長（丸山久志）　　これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志）　　谷田　操議員。

9番（谷田　操）　　このたび、土地改良の事業を町営でやるということですが、こういう事業をやる、採択する基準というのがあると思いますので、どういった場合に町営で災害復旧事業となるのかということをお尋ねします。

2点目に、場所ですね、対象の地域を教えてください。

それと、その雨のときにどのような災害が起こったのか、どういうやり方で復旧するのか、負担割合、地権者は何人いるのか、お願いします。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志）　　菱本産業環境課長。

産業環境課長（菱本嘉昭）　　谷田　操議員のご質問にお答えいたします。

町営で行う理由につきましては、農地の災害復旧事業につきましては、土地改良法の第2条によりまして、土地改良事業に該当するということですので、急施に対応する必要がある、町営で対応する必要があるという場合につ

きましては、同法第 88 条及び準用規定の第 96 条の 4 によりまして、議会の議決を得ることとなっておりますので、今回提案したものでございます。

また、どの地域におきましてということですがけれども、井手町井手の南溝地域におきまして、水田ののり面が崩れたものを復旧するものでございます。また、復旧方法につきましては、コンクリートブロック積みの復旧を予定しております。

また、災害が起きたときの雨量等ですが、6 月 23 日の 3 時から 4 時に時間当たり 51 ミリということをお計測しておりますので、累計でも 96 ミリとなっておりますので、災害の補助対象につきましては、1 日当たり 20 ミリ以上の雨量ということで、災害復旧の対象となっております。

議長（丸山久志） 答弁中ですが、今回、この一般会計の補正予算の中に詳しくその事業内容が記載されておりますので、そのときに細かいことを質問していただきたいと思うんですが、よろしいですか。

9 番（谷田 操） はい。議長のおっしゃるとおりにします。

議長（丸山久志） それでは、ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終結します。これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これより、議案第 41 号、井手町営土地改良事業（平成 28 年災害復旧事業）の実施についてを採決します。

議案第 41 号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（丸山久志） 挙手全員であります。したがって、議案第 41 号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 7、議案第 42 号、平成 28 年度井手町一般会計補正予算（第 3 回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 花木企画財政課長。

企画財政課長（花木秀章）

（議案第42号を朗読説明）

議長（丸山久志） 続いて、主な事業の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 中村建設課長。

理事（中村秀一）

（主な事業の説明）

議長（丸山久志） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 谷田 操議員。

9番（谷田 操） 先ほどの農業災害の件で、ページ数で言いますと11ページ、災害復旧費ですが、これは、負担割合は国、府、町、受益者、どういう割合になっているのか。地権者は何人いらっしゃるんですか。

それと、9ページの日本遺産観光案内サイン整備ですが、財源がその他財源となっているのは、どういうところからお金が出るのか。

それと、日本遺産というと、ポスターなんかを見ますと、そういうポスターに合わせたデザインのもものが、京田辺なんかは何カ所かついていまして、あるんですけど、あれは同じものをしなければいけないのか。井手町は井手町で独自の町らしいデザインのものにしてもらいたいと思うんですけども、お金ひもつきなのかどうか、このお金をもらっていると、それはできないものなのか、どういうことになっているんでしょうか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 菱本産業環境課長。

産業環境課長（菱本嘉昭） 谷田 操議員のご質問にお答えいたします。

負担金につきまして、国、府、町、受益者ということでお聞きになられた件ですけれども、国につきましては事業費の50%となっておりまして、受益者につきましては、国庫補助の対象事業費、今回147万6,000円となっておるんですけれども、こちらの方が対象となっておりまして、この10%を負担いただくこととなっております。なお、総事業費の147万6,000円から国庫補助と負担金を除きました残額の事業費につきまして、地

方債の方を90%充当しまして、10万円以下を切り捨てました50万円を地方債として計上しております。残りの16万5,000円が井手町の単独の負担金、町の持ち出し分となっております。地権者につきましては、受益者戸数1件となっております。

次に、日本遺産の関係につきましては、その他財源の雑入に計上しております165万円につきましては、宇治茶の郷づくり協議会という協議会がありまして、そちらの方から日本遺産のサインの整備に係る事業費につきまして、負担をいただくところでございます。

また、ポスター等の関係につきましては、日本遺産の整備または広報等に係る経費につきまして、宇治茶の郷づくり協議会の方で整備されているものと考えておりまして、町で作成するかどうかは現在のところわかっておりません。

以上でございます。

議長（丸山久志） ほかに。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 谷田 操議員。

9番（谷田 操） 観光サインですけど、ポスターをつくるかどうかじゃなくて、観光サインのデザインね。田辺でつくってはるやつやらを見ると、ポスターと全く同じデザインを使ってはるんです。だから、井手町は井手町で独自のデザインにした方が親しみやすいし、どこやったかな、きのうのニュースで、淡路島なんかは独自のデザインでつくるといようなことも報道されていたんですけども、その宇治茶の郷づくり協議会からもらうお金で、このデザインでないとあかんとか、何かあるんでしょうか。これからデザインは考えはるんでしょうか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 菱本産業環境課長。

産業環境課長（菱本嘉昭） 谷田 操議員のご質問にお答えいたします。

サインにつきましては、昨年度、国の交付金を使いまして、一定、方向、サイン等を整備しましたところを参考にしまして、統一的な形で整備を予定しております。

以上でございます。

議長（丸山久志） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志）　これで質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志）　討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これより、議案第４２号、平成２８年度井手町一般会計補正予算（第３回）を採決します。

議案第４２号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（丸山久志）　挙手全員です。したがって、議案第４２号は原案のとおり可決されました。

日程第８、議案第４３号、平成２８年度井手町国民健康保険特別会計補正予算（第２回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志）　小川保健医療課長。

理事（小川淳一）

（議案第４３号を朗読説明）

議長（丸山久志）　これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志）　質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志）　討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これより、議案第４３号、平成２８年度井手町国民健康保険特別会計補正予算（第２回）を採決します。

議案第４３号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（丸山久志） 挙手全員です。したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第44号、平成28年度井手町介護保険特別会計補正予算（第1回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長（寺井佳孝）

（議案第44号を朗読説明）

議長（丸山久志） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 谷田 操議員。

9番（谷田 操） 6ページですけども、償還金は過去の精算ということで理解するんですけど、繰出金を一般会計の方に1,600万余り戻さなければならぬというのは、どういうお金を戻すと、何かそういう決まりがあるのやったら、説明をお願いします。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長（寺井佳孝） 谷田 操議員のご質問にお答えいたします。

こちらの繰出金につきましては、平成27年度の介護給付費等の精算による町負担分を返還するための繰出金でございます。

以上です。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 谷田 操議員。

9番（谷田 操） 町負担分を返還するといっても、介護保険の会計にこれぐらい要るだろうということで予算を組んで、残ったとしたら、それは繰り越すわけですよね。せやけど、それを介護保険の会計に残して、繰り越さないで一般会計に戻さなあかんというのは、どういうものは戻さなあかんというふうになっているのかと。何でもかんでも戻さないじゃないですか。残ったら、そのまま繰り越して3年間に行ってるじゃないですか。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長(寺井佳孝) ただいまのご質問にお答えいたします。

介護保険の介護給付費といいますのは、50%が保険料で、残りを国、府、町で負担しておるんですが、町負担分については12.5%を負担することになっております。それを多く負担した分については、一般会計の方に返すということでございます。

以上です。

議長(丸山久志) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(丸山久志) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(丸山久志) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これより、議案第44号、平成28年度井手町介護保険特別会計補正予算(第1回)を採決します。

議案第44号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(丸山久志) 挙手全員です。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第49号、和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘)

(議案第49号を朗読説明)

議長(丸山久志) これにて提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（丸山久志） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これより、議案第49号、和解及び損害賠償の額を定めることについてを採決します。

議案第49号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（丸山久志） 挙手全員です。したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、次回は9月30日午後1時30分から会議を開きます。

散会 午後 2時53分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 丸 山 久 志

署名議員 岡 田 久 雄

署名議員 村 田 忠 文